

第21回 自動車整備技術の高度化検討会

議事次第

日時：令和2年10月7日（水）15:00～17:00

場所：航空会館

1. 開会

2. 議事

(1) 自動車特定整備制度の施行状況について 【報告、意見交換】

- ・ 特定整備制度について（法令の紹介）
- ・ 電子制御装置整備の取得状況（速報値）
- ・ 資格習得のための講習の実施状況
- ・ 電子制御装置整備に使用されるスキャンツール
- ・ 点検整備に必要な技術上の情報の提供
- ・ 自由討議（今後の課題について）

(2) WGの整理について 【審議】

(3) 今後のスケジュールについて 【審議】

(4) その他

3. 閉会

<配付資料>

- ・ 資料1 委員名簿
- ・ 資料2 特定整備制度の施行状況について
- ・ 資料3 WGの整理（案）
- ・ 資料4 今後のスケジュール（案）
- ・ 参考資料1 自動車技術の高度化検討会中間とりまとめ
- ・ 参考資料2 関係法令
- ・ 参考資料3 検討会で扱う事項

自動車整備技術の高度化検討会 委員名簿

令和 2 年 10 月時点

【座長】

須田 義大 東京大学 生産技術研究所 教授

【委員】

古川 修 芝浦工業大学 名誉教授
瀬戸 一芳 一般社団法人日本自動車工業会 流通委員会サービス部会 委員
阿部 徹 一般社団法人日本自動車工業会 流通委員会サービス部会 委員
寺島 友義 日本自動車輸入組合 アフターセールス委員会 委員
碓 孝浩 日本自動車輸入組合 参与・技術部長
高橋 徹 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 教育・技術部 部長
志村 祐二 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 事業部 部長
市川 清 日本自動車車体整備協同組合連合会 理事
藤原 一也 一般社団法人日本自動車機械器具工業会 故障診断分科会 分科会長
高橋 正彦 一般社団法人日本自動車機械工具協会 流通部会 委員
本廣 好枝 全国自動車大学校・整備専門学校協会 理事
長谷川 達也 全国自動車短期大学協会 専門委員
永井 啓文 独立行政法人自動車技術総合機構 企画部 部長
和田 洋昭 軽自動車検査協会 検査部 部長

(順不同・敬称略)

特定整備制度の施行状況について

特定整備制度について(4月1日施行)①

背景

衝突被害軽減ブレーキ、レーンキープシステム等の電子的に制御されている先進技術について、整備作業が適切でない場合、機能が発揮されないばかりでなく事故につながるおそれがあることから、国の認証が必要となる整備作業にこれら電子制御装置の整備作業を追加。

新たに特定整備の対象とする作業(電子制御装置整備作業)

- ① 自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれのある整備・改造
- ② 衝突被害軽減ブレーキ、レーンキープシステムに用いられる、前方をセンシングするためのカメラ等を取り外して行う整備・改造
- ③ 上記に係るカメラ、レーダー等が取り付けられている車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスの脱着
※その後、カメラ等の機能調整が必要となるため

【参考:改正車両法の概要】

- 認証を要する「分解整備」の対象装置に「自動運行装置」を追加するとともに、対象装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備・改造にまで定義を拡大し、名称を「特定整備」に改める。
- 自動車製作者等に対し、点検整備に必要な型式固有の技術情報を特定整備を行う事業者等へ提供することを義務付ける。

特定整備 (I・IIの両方を指す)

I. 分解整備 ※

+

II. 電子制御装置整備(新設)

※ エンジンやブレーキなど自動車の重要な保安部品を取り外して行う整備・改造



特定整備制度について(4月1日施行)②

認証基準について

- 設備、従業員に関する要件を設ける(道路運送車両法第80条)こととされており、詳細の内容は省令(道路運送車両法施行規則第57条)に規定

特定整備 (I・IIの両方を指す)

I. 分解整備

+

II. 電子制御装置整備

認証基準の変更無し

認証基準を新設

(I) 分解整備のみを行うパターン

(II) 電子制御装置整備のみを行うパターン

(III) 分解整備及び電子制御装置整備の両方を行うパターン

いずれも可能

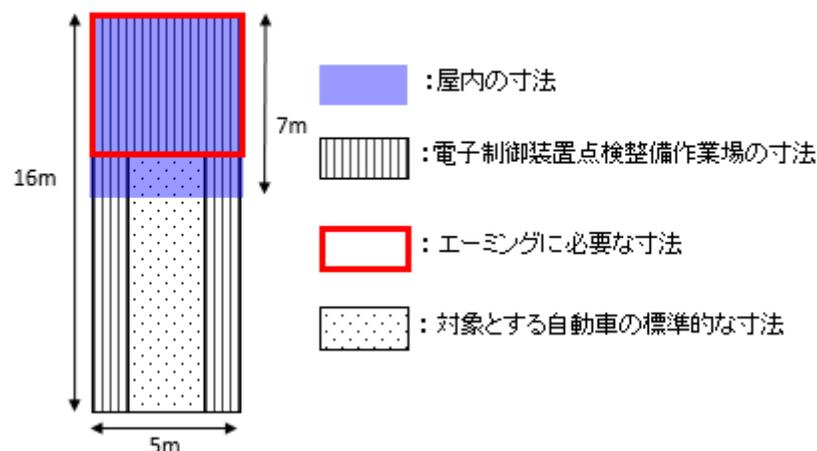
電子制御装置整備の認証基準

- 寸法要件を満たした電子制御装置点検整備作業場(点検作業場等と兼用可。離れた場所にある作業場も可。)
- 整備用スキャンツール
- 整備要領書等の点検整備に必要な情報の入手体制
- 整備主任者として、1級、2級、電気装置整備士又は車体整備士(ただし、1級(二輪を除く。)以外は、国が指定した講習が必要。)

等

新型コロナウイルス感染症への対応のため、WEB等の活用や他の研修も兼ねた形での実施など、柔軟に対応

普通自動車(大型)の例

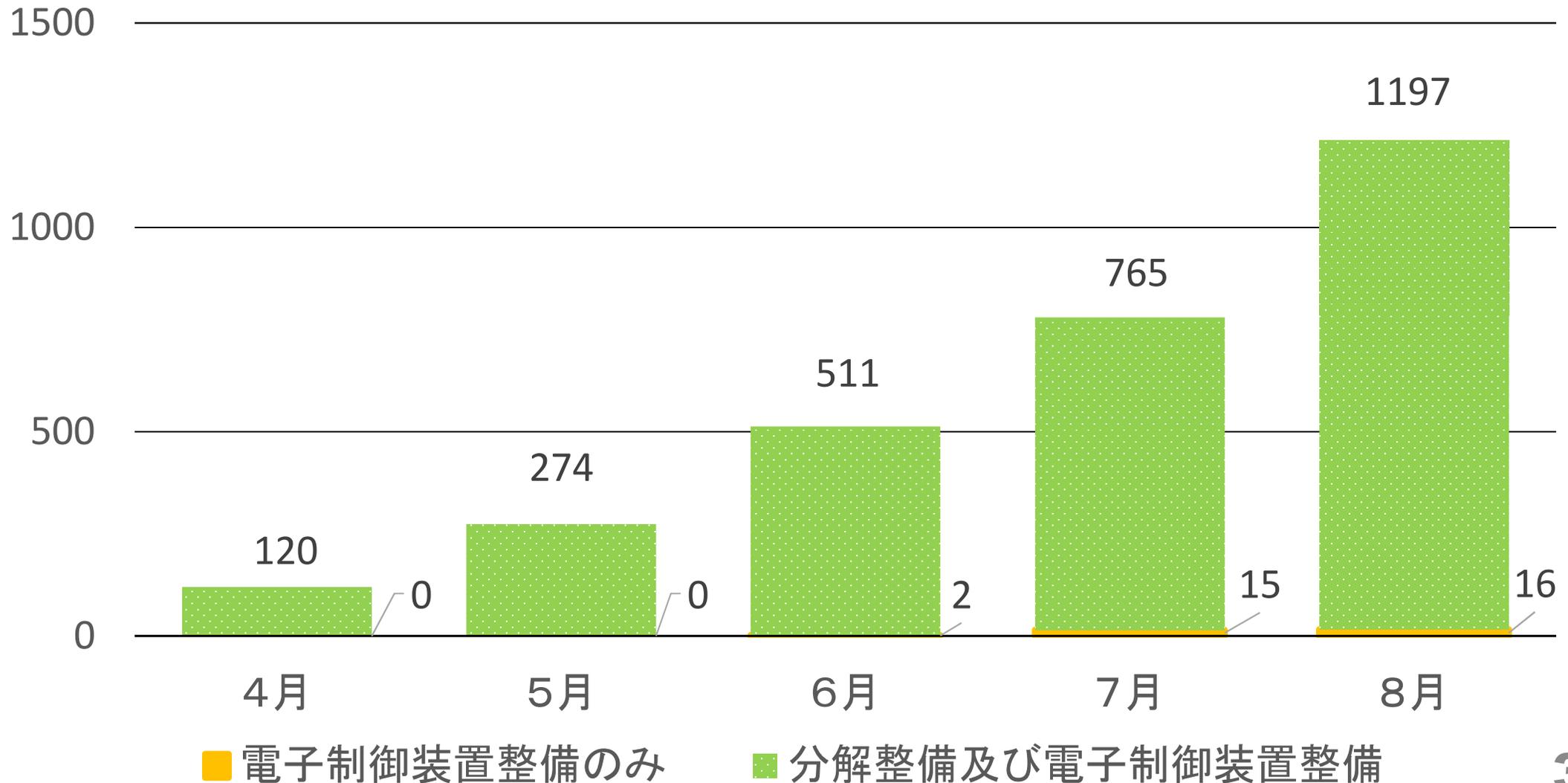


電子制御装置点検整備作業場のイメージ

電子制御装置整備の取得状況(速報値)

- 制度施行後の4月以降、順調に取得数が増加
- 車体整備事業者、自動車ガラス修理業者等(電子制御装置整備のみ)も認証の取得あり

電子制御装置整備の認証取得数(累計)



資格習得のための講習の実施状況について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、講習の中止・延期があったが、順次再開中
- 実施にあたっては、整備主任者研修や検査員研修のタイミングでの実施や、少人数による開催回数増などの措置を実施

- 整備工場が早急に認証を取得できる環境を確保するため、当面の間、運輸支局長等が以下の講習を実施。

- 講習は、

- ① 学科(自動車特定整備事業に係る法令等)
- ② 実習(エーミング作業等) ※
- ③ 試問(学科及び実技の講習内容に基づく筆記試験)

とし、整備主任者に必要な知識及び技能を習得させる。

- ※ 一定の要件を満たした外部の研修(自動車整備振興会や自動車車体整備協同組合などが実施するもの)については、実習に代えることが可能。

電子制御装置整備の対象作業がある車両について

- 国土交通省のHPにおいて、国産車、輸入車ともに、メーカー公表資料へのリンクを掲載
- 個別の確認については、自動車メーカーへ問い合わせ



2020/9/4

【トヨタ自動車株式会社】特定整備（電子制御装置整備）の適用を受ける自動車一覧表

車名	型式	通称名	車台番号	備考
トヨタ	ZYX11 NGX10/NGX50	C-HR	-	'20年8月～一部改良車両より対象
トヨタ	MXPA12/GXPA16	GRヤリス	-	Toyota Safety Sence 装着車（LTA付のみ）対象
トヨタ	AGH30/AGH35 GGH30/GGH35 AYH30	アルファード ヴェルファイア	AGH30-0299371～ AGH35-0040251～ GGH30-0036448～ GGH35-0011196～ AYH30-0099577～	'20年1月～一部改良車両より対象
トヨタ	ZWE211/ZWE214 ZRE212 NRE210	カローラ	-	Toyota Safety Sence 装着車（LTA付のみ）対象
トヨタ	ZWE211H NRE210H/NRE211H	カローラスポーツ	-	Toyota Safety Sence 装着車（LTA付のみ）対象

【メルセデス・ベンツ日本株式会社】

2020年7月15日現在

メルセデス・ベンツ 電子制御装置整備対象車両リスト

車種	モデル	バウムスタ	備考
GLA	H247	247713	対象：レーダーセーフティパッケージ装着車
GLB	X247	247612, 247647	対象：レーダーセーフティパッケージ装着車

ホーム > 政策・仕事 > 自動車 > 電子制御装置整備の対象車両

電子制御装置整備の対象車両

【乗用車メーカー】※五十音順

★ご覧になりたいメーカー名をクリックするとメーカーのサイトに移動します。

- スズキ株式会社
- ダイハツ工業株式会社
- トヨタ自動車株式会社
- マツダ株式会社
- 株式会社SUBARU
- 三菱自動車工業株式会社
- 日産自動車株式会社
- 本田技研工業株式会社

【大型車メーカー】※五十音順

★ご覧になりたいメーカー名をクリックするとメーカーのサイトに移動します。

- いすゞ自動車株式会社
- 三菱ふそうトラック・バス株式会社
- 日野自動車株式会社
- UDトラック株式会社

【外国車メーカー】

★クリックすると日本自動車輸入組合のサイトに移動します。

電子制御装置整備に使用されるスキャンツールについて

少なくとも一車種以上の車両において、

OBD検査の対象となる装置(自動運転装置、制動装置、かじ取り装置、排出ガス発散防止装置等)の点検及び整備が適切に実施できる性能及び機能を有していること。

※OBD検査に必要なとなる「検査用スキャンツール」の性能及び機能と区別をつける。

✓ 故障を解消するために必要な機能

- DTC読取・消去機能
- 前方監視用のカメラ、レーダー等の機能調整
(いわゆるエーミング作業) 等



《 整備用スキャンツールイメージ 》

- 国土交通省のHPにおいて、自動車機械器具工業会のリストを掲載中
(当該リストにないものでも、認証申請時に基準を満たしているか個別確認で対応)

整備用スキャンツールリスト

自動車特定整備事業において、電子制御装置整備を行う事業場には、基準に適合した整備用スキャンツールを備える必要があります。このリストは、車両メーカーまたはツールメーカー自身が基準適合性を確認したスキャンツールを掲載したものです。このリストを参考に、自身の事業場において整備を行う自動車に合ったスキャンツールを選択してご用意ください。

最終更新日：2020.9.15

あ行 か行 さ行 た行 な行 は行 ま行 や行 ら行 わ行 A～Z,他

PDF > アウディ・ジャパン (株) ランボルギーニ 2020.9.2 UP

PDF > (株) 阿部商会 2020.4.28 UP

【自動車適合スキャンツールリスト】

セパレート型

PC内にスキャンツールソフトをインストール

一体型

※PCでなくても、タブレット等でも可
※PCとVCI間は有線でも無線も可
※VCIはケーブルを介さず車両へ接続も可

機種No	メーカー	スキャンツールタイプ				
		セパレート型		一体型		
		スキャンツールソフト名称	スキャンツールソフトバージョン	VCI名称	VCIソフトバージョン	スキャン
1	阿部商会	TEXA DCS Plus CAR	Va.71	TEXA NAVIGATOR TXTs	-	
2	阿部商会	TEXA IDCS Plus CAR	Va.71	TEXA NAVIGATOR NANOs	-	
3	阿部商会	TEXA IDCS Plus CAR	Va.71	TEXA AXONE NEMO	-	

スキャンツール情報提供会社連絡先一覧

点検整備に必要な技術上の情報の提供

- 現状、自動車メーカーの協力のもと、整備要領書(整備マニュアル)等の点検・整備に必要な情報を(一社)日本自動車整備振興会連合会(日整連)のシステム(FAINES)へ集約している。
- 整備工場は、インターネットを通じてFAINESに接続することにより、これら情報を入手可能(有料)。
- 一部の車種や装置について提供がされていない、情報提供の手法が統一されていない等の課題もあることから、自動車メーカー等から整備を行う整備事業者等への情報提供を義務付け。

<提供すべき情報の範囲>

- 全ての車両が対象
※ただし、サポート終了などによりディーラーに対しても提供されない情報は提供義務から外れる
- 原則、自動車メーカーからディーラーに提供されている情報(専用スキャンツール含む)が対象
ただし、以下は除く。
 - ① 自動車の盗難又は不正改造につながるおそれがあるものとして特別の注意が必要と認められるもの
 - ② 自動車の販売時において行う制御装置のプログラムの初期化にかかるもの

<提供の方法>

- 新車の発売日から6ヶ月以内に行う
 - 専用スキャンツールの提供については、2020年内に提供を行えば良い
 - 合理的な範囲(ディーラーへの提供と非差別的な価格)において有償とすることができる
 - 少数台数車両などは、問い合わせに応じて対応することも可能
- 制度を運用していくに当たり、情報が出ていないと思われる事象が発生した場合は、当面の間、自動車整備技術の高度化検討会の場を活用し、整備事業者、自動車メーカー等の意見を踏まえながら調整

自由討議(今後の課題について)

<認証の取得について>

- 令和3年10月施行の改正点検基準により「車載式故障診断装置の診断の結果」の確認が12か月点検に追加。点検の結果、整備を委託するユーザーの増加が想定
- 保安基準の対象となっていない自動ブレーキ等についても、スキャンツールや整備要領書を用いて適切に整備することが重要
 - これらの整備を適切に実施できる事業者として、「電子制御装置整備」をPRすべきか

<整備士の確保・育成について>

- 取得数の増加が想定される自動車整備士資格(自動車車体整備士、自動車電気装置整備士)についても、資格習得のための環境を用意すべきではないか
- 新たに必要となっている知識はないか

<点検整備に必要な技術情報の提供について>

- 施行後、情報提供がされていないとの意見もあり
 - FAINESの使い勝手や情報提供の方式について、どのような課題があるか(FAINESは会費によって成り立っており、必ずしもすべての要望に応えられないことにも留意)

<汎用スキャンツールの機能拡大について>

- 新たに必要となっている(要望のある)機能はないか

WGの整理(案)

現行のWGについて

検討会

昨年度：中間とりまとめを作成

新たな標準仕様推進WG

議長：(一社)日本自動車機械器具工業会

- スキャンツールが継続的かつバラツキなく提供できるよう、自動車メーカー ⇒ スキャンツールメーカーへの情報提供の運用ルールを策定

高度教育診断WG

議長：(一社)日本自動車整備振興会連合会

- 高度診断教育が必要とされる調査、検討、優先度の把握
- 要望される高度診断教育の実施に必要なとされる機材や環境の把握
- 研修等を効率よく実施するためのカリキュラムやテキストの策定 等

情報提供制度見直しWG

議長：国土交通省

- 車載式故障診断装置を活用した点検整備に係る情報の取扱指針(OBD告示)に関して、欧米での情報提供制度等を参考にして、我が国になじむ情報提供制度を検討

特定整備WG

昨年度新設

議長：国土交通省

- 特定整備制度の導入にあたって、対象作業や認証基準を議論

自動車整備士資格制度等見直しWG

昨年度新設

議長：国土交通省

- 自動車整備士の資格体系や養成課程の見直しについて議論

WG見直し案

検討会

新たな標準仕様推進WG

議長：(一社)日本自動車機械器具工業会

- 自動車メーカー⇒スキャンツールメーカーへの情報提供状況のフォローアップ
- 必要に応じ、整備事業者等より新たに要望のあるスキャンツールの機能について追加の議論

情報提供制度見直しWG 廃止

議長：国土交通省

- 車載式故障診断装置を活用した点検整備に係る情報の取扱指針(OBD告示)に関して、欧米での情報提供制度等を参考にして、我が国になじむ情報提供制度を検討

統合

自動車整備士資格制度等見直しWG

議長：国土交通省

- 自動車整備士の資格体系や養成課程の見直しについて議論

高度教育診断WG 廃止

議長：(一社)日本自動車整備振興会連合会

- 高度診断教育が必要とされる調査、検討、優先度の把握
- 要望される高度診断教育の実施に必要なとされる機材や環境の把握
- 研修等を効率よく実施するためのカリキュラムやテキストの策定等

統合

特定整備WG

議長：国土交通省

- 認証の早期取得に向けた取組や課題の検討
- 必要に応じ、新たに電子制御装置整備の対象作業(装置)を検討
- 点検整備に必要な技術情報の提供状況のフォローアップ、FAINESの利用環境など、中長期的な課題の議論
- 整備士への追加の研修(ADAS研修)等を行うべき項目や、当該教育の実施に必要なとなる機材、テキスト等の把握

今後のスケジュール(案)

今後のスケジュール(案)

	検討会	標準仕様WG	特定整備WG	整備士等 見直しWG
10月	WGの整理等 (10/7)	Kick Off (10/12の週)	Kick Off (10~11月)	
11月				
12月	書面(必要に応じて対面)開催			WG開催(2月に1回程度)
1月			課題と対応策 の整理	
2月		進捗状況報告		
3月	年度とりまとめ			

WGの開催日は、WG議長とりまとめの下、構成員にて調整

自動車整備技術の高度化検討会
－ 特定整備制度の方向性 －

中間とりまとめ

令和元年（2019年）11月

目次

1. 検討の背景	3
1.1. 運転支援技術・自動運転技術の進化と普及	3
1.2. 整備技術の高度化の必要性（これまでの高度化検討会の取り組み）	5
1.3. OBD 検査の導入	6
2. 基本的な方向性	7
2.1. 新たに特定整備の対象とすべき作業	7
2.2. 認証制度のあり方	7
2.3. 人材の見直し	8
3. 具体的な方向性	9
3.1. 新たに特定整備の対象とすべき作業	9
3.2. 認証のパターン	12
3.3. 認証基準（設備）	15
3.4. 離れた作業場及び設備の共用	18
3.5. 認証基準（工具）	22
3.6. 遵守事項（整備主任者研修）	24
3.7. 点検整備に必要な技術上の情報の提供	24
3.8. 点検基準の見直し	28
3.9. 今後の指定自動車整備工場のあり方	30
3.10. 経過措置	32
3.11. 自動車特定整備事業者等の標識について	33
4. 継続的な検討課題	35
4.1. 自動車整備士資格等の見直し	35
4.2. 点検整備に必要な技術情報の利用環境改善	35
4.3. 点検の実施方法の見直し	35
4.4. 点検整備の実施促進	35
4.5. 汎用スキャンツールの開発促進	36
4.6. 自動運転車への対応	36
4.7. 整備事業者間の連携	36

1. 検討の背景

1.1. 運転支援技術・自動運転技術の進化と普及

自動ブレーキ（衝突被害軽減ブレーキ（AEB））、レーンキープアシスト（LKA）、アダプティブ・クルーズ・コントロール（ACC）、横滑り防止装置（ESC）、ふらつき警報、駐車支援システム等の運転支援技術が数多く実用化されている。実用化当初は高級車を中心に搭載されていたものが、最近では小型自動車や軽自動車を含む幅広い車種まで搭載が進んできており、今後より一層の普及が予想される。



図：運転支援技術の搭載状況

また、政府は、2020年を目途に、システムが運転の主体となるレベル3以上の自動運転の実用化を目標として掲げ、「自動運転に係る制度整備大綱」（平成30年4月IT総合戦略本部決定）や「官民ITS構想・ロードマップ2018」を策定し、その実現に向けた制度整備や必要な技術開発を進めているところである。

これらの運転支援装置や自動運転装置には、自動車の前方を監視するカメラやレーダー等のセンサやECUといった電子装置が数多く搭載されているが、他の構造装置と同様、使用中の故障や不具合に起因すると考えられる事故やトラブルが報告されている。とりわけ、運転支援機能や自動運転機能について電子装置の不具合が発生し、予期せぬ事故やトラブルにつながった事例があることには、安全上、重大な留意を要する。

自動車のエンジンやブレーキなど保安上重要な装置を取り外して行う整備又は改造については、

- ① 自動車の構造・装置に関する高度な知識・技術と整備のための設備・機器が必要

であること

② 自動車の安全・環境性能に大きな影響を及ぼすことから、道路運送車両法（以下「法」という。）では、これらの作業を「分解整備」として位置付け、事業として行う場合には、地方運輸局長の認証を受けなければならないとされている。

一方、例えば、自動ブレーキに用いられる前方監視用のカメラやレーダーの軸の調整など、必ずしも「取り外して行う」ことを要しない作業は、現行の「分解整備」の定義に含まれず、制度上認証を受けない事業者であっても実施可能であり、その整備作業の適切性が必ずしも確保されていない。

このため、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）（以下「改正法」という。）により、分解整備の範囲を、取り外しを伴わなくとも装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造等に拡大するとともに、対象装置として、自動運転レベル3以上の自動運転を行う自動車に搭載される「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われた。

このほか、自動車メーカーから特定整備を行う事業者等に対し、点検整備に必要な技術情報の提供を義務づける規定が追加され、これらは、改正法の公布から1年以内において政令で定める日に施行することとされている。

表：運転自動化レベルの定義（概要）

	レベル	レベル定義概要	開発・普及に係る 主な政府目標
運転支援	レベル1 (運転支援)	システムが前後・左右のいずれかの車両制御を実施 【例】自動ブレーキ、車線維持支援	自動ブレーキの新車乗用車搭載率を2020年までに9割以上
	レベル2 (高度な運転支援)	システムが前後及び左右の車両制御を実施 【例】高速道路において、①自動で追い越す、②自動で分合流を行う	高速道路でのトラックの後続無人隊列走行の商業化（2022年以降） 高速道路でのバスにおいて実用化（2022年以降）
自動運転	レベル3 (特定条件下における自動運転)	特定条件下においてシステムが運転を実施(作動継続が困難な場合は、システムの介入要求等に対してドライバーが適切に対応することが必要)	高速道路における自家用車において実用化（2020年目途）
	レベル4 (特定条件下における完全自動運転)	特定条件下においてシステムが運転を実施(作動継続が困難な場合もシステムが対応)	限定地域における無人自動運転移動サービスの実現（2020年まで）
	レベル5 (完全自動運転)	常にシステムが運転を実施	(政府目標の設定なし)

1.2. 整備技術の高度化の必要性（これまでの高度化検討会の取り組み）

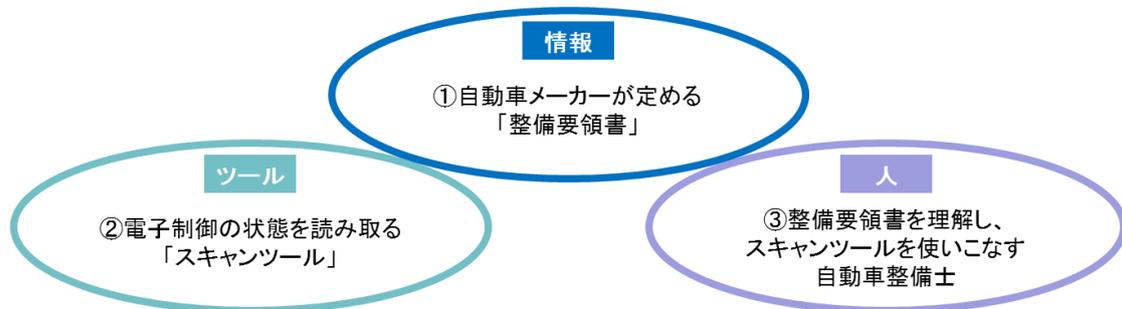
運転支援装置や自動運転装置は自動車に搭載された電子制御装置によりコントロールされていることから、その点検整備のためには、①自動車メーカーが定める整備要領書、②外部から電子制御の状態を読み取るための「スキャンツール」、③自動車整備士の研修・育成が不可欠である。

このため、自動車整備技術の高度化検討会では、一般の整備工場がこれら3要素に適切に対応する環境の整備に取り組んできている。

自動ブレーキ等の先進技術は電子的に制御されている
⇒ 外観確認や、従来の測定機では故障の特定が困難



○先進技術の点検整備のために必要な3要素 ⇒ 自動車メーカーは系列ディーラーに体制整備



図：先進技術の整備のために必要な3要素

今般の改正法において、「特定整備」制度や整備要領書等の情報提供制度が導入されることに伴い、本検討会においては、これまでの自動車整備技術の高度化に対する取組状況を踏まえつつ、これらの制度の詳細について検討を行った。

1.3. OBD 検査の導入

自動車の検査（車検）においても、現在の外観確認やブレーキテスト等の測定機を中心とした検査に加えて、電子制御装置まで踏み込んだ機能確認の手法を確立することが重要である。具体的には、最近の自動車にはセンサや構成部品の断線や機能異常の有無を自己診断し、記録する装置（車載式故障診断装置（OBD：On-board diagnostics））が搭載されているところ、これを自動車の電子制御装置の検査に活用できる可能性について、「車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法のあり方検討会」において検討が行われ、2019年3月に最終報告がなされている。

最終報告書においては、2021年以降の新型の乗用車、バス、トラック（輸入自動車は2022年）の運転支援装置、自動運転機能、排ガス関係装置を対象に、保安基準に抵触するような重大な故障に関わる故障コード（DTC：Diagnostics Trouble Code）が検出されないかどうかを検査時に確認することとされた。（以下「OBD検査」という。）

特定整備制度の検討にあたっては、OBD検査において検査不合格とされた装置に関して、確実に整備ができる環境が提供されるよう、留意しつつ進める必要がある。

2. 基本的な方向性

2.1. 新たに特定整備の対象とすべき作業

専門性が高いために、整備又は改造について十分な知識、技能等を有しない者が作業を行った場合に、作業後の保安基準適合性が確保されるとは言いがたく、特に自動車の安全性の確保や公害の防止に大きく影響を与える整備作業は、その作業後の保安基準適合性を法的に担保することが社会的に要請されることから、事業として経営をしようとする場合において国の認証を受けなければならないこととされている。

このことから、具体的には、専門性が高く、自動車メーカー等の作成する整備要領書やスキャンツールの活用が必要であるもの、自動車の安全性に大きく影響を与えるものとして、自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造に加え、先進技術の整備の内、誤作動が起きた場合に運転者による緊急的な危険回避動作が取りにくく、事故に直結する蓋然性が高い衝突被害軽減制動制御装置¹や自動命令型操舵機能²（車線維持に係るもの）に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造を対象作業とする。

また、その他の先進技術についても、その普及状況や将来的に保安基準の対象となり得るか否かを踏まえ、継続的に検討を行うことが望ましい。

2.2. 認証制度のあり方

新たに特定整備の対象となる作業については、従来と作業に必要な設備、機器が異なることから、車体整備事業者、電気装置整備事業者、自動車ガラス修理業者など、既存の分解整備事業に該当する作業は行わず、当該作業部分のみを中心に事業をするような形態も考えられるほか、既存の分解整備のみを引き続き事業として行う形態も考えられる。

このため、現行の分解整備と新たに特定整備となる作業の両方を事業として行う場合の認証だけでなく、新たに特定整備となる作業のみ、現行の分解整備の範囲のみの作業を事業として行う場合であっても、地方運輸局長の認証を受けることができることとする。

新たに特定整備となる作業の基準については、認証を行う基準は必要な最低限度とされていることを踏まえれば、認証を受けようとする事業場において全てのメーカー・車種に対応できる設備等の要件を備える必要はない。よって、その基準については、作業を行うことができる車種が存在することを下限に、常識的な範囲で設定する。

¹ 保安基準に定めのある装置、いわゆる「自動ブレーキ」機能。乗用車については、保安基準の策定に向けた検討がなされている最中である。

² 保安基準に定めのある装置、いわゆる「レーンキープ」機能。

一方で、認証基準を上回る設備等が必要になる車両が入庫する場合や、事業者単体で最低限度の作業場を用意できない場合に対応するため、事務所から離れた地にある作業場や、他の事業場との共用により追加的により広い作業場を用意することを認めるといった柔軟な制度運用を行う。

2.3. 人材の見直し

新たに認証が必要となる整備又は改造（以下「電子制御装置整備」という。）の整備主任者に選任できる知識・技能を有していることが養成課程や試験内容から担保されているのは、現在、一級自動車整備士しか該当しない。

しかしながら、一級自動車整備士の資格取得者は少なく、整備工場が早急に認証を取得できる環境を確保するため、当面の間、国土交通大臣が定める講習により整備主任者としての要件を満たせるよう措置を講じるべきである。また、中長期的には、整備事業の適正な運営のためにも一級自動車整備士の確保拡充を図っていくこと及び今後の自動車技術の進展を見据えた自動車整備士資格の再整理を行うことが望ましい。

検討に当たっては、近年の自動車技術の高度化に合わせ、自動車整備士に求められる知識及び技能が養成施設における養成課程で修得できるよう進めていくべきである。

3. 具体的な方向性

3.1. 新たに特定整備の対象とすべき作業

2.1 で述べたとおり、取り外しを伴わなくとも装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造、自動運行装置の取り外しを行う整備又は改造の中から、専門性が高いために、整備又は改造について十分な知識、技能等を有しない者が作業を行った場合に、作業後の保安基準適合性が確保されるとは言いがたく、特に自動車の安全性の確保や公害の防止に大きく影響を与える作業を、特定整備の対象として定めるべきである。

このため、保安基準の対象装置であるもののうち、運行の安全に直接関連し、かつ、整備作業の難易度が高いものとして、自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造、衝突被害軽減制動制御装置及び自動命令型操舵機能に係るものに限定し、これら装置の一部として前方をセンシングするための単眼・複眼のカメラ、ミリ波レーダー及び赤外線レーザーの取り外し又は機能調整等（ECU の機能調整を含む。）により行う自動車の整備又は改造を特定整備の対象作業とする。また、カメラ、レーダー等の取り付けられている車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスを脱着する行為についても、その後の ECU の機能調整が必要となるため、衝突被害軽減制動制御装置及び自動命令型操舵機能の作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造として特定整備の対象作業に含め、エーミング作業を適切に実施するよう規定する。



図：市販車に搭載されている、前方をセンシングするためのデバイス例

なお、将来的に保安基準の対象となり得る先進技術については、その装置の作動に影響を及ぼすおそれがあるか否かを含め、特定整備の対象とする必要性の検討について、引き続き、先進技術の普及状況を注視しながら、本検討会で継続的に検討していくことが望ましい。

対象車両の判別について

前述のとおり、特定整備の対象となる装置は保安基準が設定されているものであることから、保安基準が定められる以前に実装された装置は対象とならない。一方で、装着が義務付けられるまでの間に基準の先取り適用がなされているものや、備える場合に基準を満たさなければならないもの（いわゆる、if fitted）は、電子制御装置整備の対象車両となる。

保安基準の設定状況及び今後の見込みは以下の表のとおりであるが、if fitted の装置などは現車で確認に加え、自動車メーカーのみしか整備状況を把握していないこともあることから、整備事業者からは、未認証行為の防止のため、どの車両が保安基準の適用になっているかを判別したいとの要望がある。

判別方法については、車検証への記載、HP 等の案内により確認する方法が考えられるが、既に保有されている車両の車検証の書き換えには時間がかかること、今後の保安基準の改正により、原則、乗用車、大型車において衝突被害軽減制動制御装置の搭載が義務付けとなり、将来的には須く電子制御装置整備の対象車両となることを踏まえると、過渡的な対応として、HP 等により対象車両の情報を提供することが望ましい。なお、対象車両にかかる情報は、国や関係団体において自動車の使用者（以下「使用者」という。）や整備事業者において利用しやすいように提供し、原則として当該情報を活用することにより全て判別できることとすることが望ましい。ただし、これらの情報提供に照らしても判別が困難な場合においては、自動車メーカー等においても問い合わせができるよう措置を講じるべきである。

表：新たに特定整備の対象となる装置の保安基準の設定状況

対象装置名	現状の基準	今後の見込み
自動運行装置	なし	改正法の公布から1年以内に基準を策定
衝突被害軽減制動制御装置	大型車に義務付け	乗用車についても、義務付け ³
自動命令型操舵機能	備える場合、基準あり	-

※ 保安基準の適用については、付録2参照

自動エーミング機能に関する整理

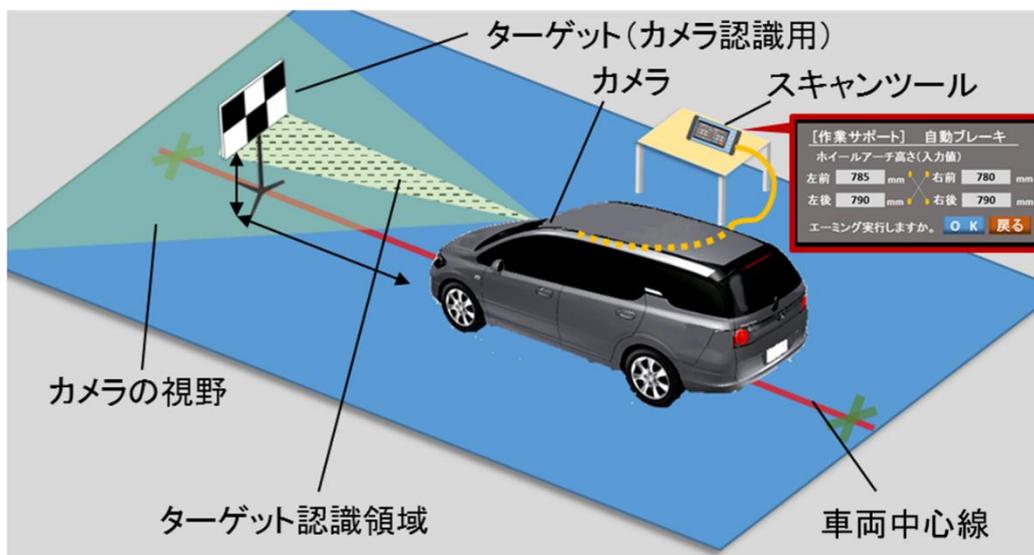
エーミング作業については、以下の図のように、自動車の前方等に仮想目標物（ター

³ 昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議（2019年6月18日）

ゲット) を設置し、車両を正確に正対させた状態で、スキャンツールを操作し、ターゲットの認識状態を確認しながら、カメラやレーダーの調整を行う手法(「静的エーミング」という。)以外にも、一定の条件下で自動車を走行させることで、自動的にカメラやレーダーを調整する手法(「動的エーミング」という。)も存在する。車種により異なるが、静的エーミング、動的エーミングいずれかのみで良いもの、双方を行う必要があるものが存在する。このうち、ターゲット等を設置する必要がない「動的エーミングのみ」の作業は、特定整備の対象としない。

ただし、動的エーミングのみにより調整可能な自動車であったとしても、カメラ等が物理的に破損した場合には、カメラの交換等が生じ、ECUの機能調整(カメラを接続したことを認識させる、コーディング作業)等が発生することから、衝突被害軽減制動制御装置及び自動命令型操舵機能が搭載された車両においては、認証を受けた事業場において実施されるべきである。

また、一部の自動車においては、カメラ、レーダー、レーザーのわずかな偏心を自動で補正する機能(「自動エーミング機能」という。)を有するものがあるが、これらの実施には使用者や整備事業者が介在しないことから、特定整備対象作業には該当しない。



図：ターゲットを用いたエーミング(静的エーミング)の実施イメージ

表：エーミングの種類と特定整備対象か否かの対応

種類	特定整備の対象か否か
静的エーミングのみ	対象
動的エーミングのみ	対象でない(ただし、カメラの交換等を伴う場合は対象)
静的、動的エーミング併用	対象

3.2. 認証のパターン

自動車特定整備事業は、3.1 で述べたとおり、前方をセンシングするために取り付けられた単眼・複眼のカメラ、ミリ波レーダー及び赤外線レーザーの取り外し又は機能調整等により行う自動車の整備又は改造に係る作業を新たに特定整備の対象とすることから、これらの作業に必要なとなる設備、機器は従来の分解整備に係るものと異なる。このため、新たに特定整備となる作業のみの認証基準を定めるほか、現行の分解整備の範囲で認証を受けることができるよう存置し、その両方の作業を事業として行う場合であっても、地方運輸局長の認証を受けることができることとする。

この場合、分解整備のみを行うパターン、新たに特定整備となる作業（以下、「電子制御装置整備」という。）のみを行うパターン、分解整備及び電子制御装置整備の両方を行うパターンの3パターンが想定される。



図：特定整備の認証パターン

構内外注の扱いについて

いわゆる「構内外注」として、車両を入庫した整備工場に自動車ガラス修理業者等の技能者が出向き、交換作業を行う形態が存在する。そのため、電子制御装置整備に限っては、特定整備の認証を受けている事業者（以下「特定整備事業者」という。）の責任の下に当該作業が行われることを、書面を交わす等により明確にされている場合、自動車ガラス修理業者等の技能者を当該特定整備事業者の工員とみなして当該事業場において作業することを可能とすることが望ましい。この場合、特定整備記録簿の記載についても、当然、当該特定整備事業者（外注元）が行う必要がある。

なお、自動車ガラス修理業者等の技能者は、当該特定整備事業者の事業場において、常時特定整備の作業に従事していると認められないときは、当該事業場の工員数に含めることはできない。

外注の扱いについて

現状の分解整備についても、入庫した認証工場から別の認証工場へ整備作業が外注されることがあるほか、電子制御装置整備においても、その一部又は全部を別の整備工場へ外注する事業形態が存在する。外注がなされる場合においては、使用者に対し、電子制御装置整備の作業責任が明確となるよう留意しつつ、必要であるものに限って、柔軟な対応を行うことが適当である。

具体的には、形態に応じた、以下の分類が考えられる。

表：事業の形態に応じた、外注の扱い

外注先 外注元 (A)	電子制御装置整備の認証あり (B)		電子制御装置整備の認証なし (C)	
	全部を外注	一部を外注	全部を外注	一部を外注
電子制御装置整備 の認証あり	外注先責任 ^{※i}	外注元責任 ^{※iii}	× ^{※v}	Aの構内外注 と同様の扱い ※vi
電子制御装置整備 の認証あり(指定整備 を行う場合)	× ^{※ii}	外注元責任 ^{※iv}	× ^{※v}	Aの構内外注 と同様の扱い ※vi

注) 全部：特定整備記録簿の記録を含む、整備作業の実施から管理まで全てをいう。

一部：バンパ等交換のみ、エーミング作業のみを含む。

① 認証工場から別の認証工場へ、全部の作業が外注される場合

使用者から入庫を受けた認証工場 A が、電子制御装置整備作業の全てを別の整備工場 B に外注をする場合、整備作業の責任は B にあることから、B において電子制御装置整備にかかる認証が必須であるとともに、B が記載した特定整備記録簿の写しを、A は使用者に対して交付するものとする (※ i)。

なお、例えば、A が分解整備のみ、B が電子制御装置整備のみを行った場合、A は使用者に対して、A が行った分解整備の内容を記載した特定整備記録簿と B が行った電子制御装置整備の内容を記載した特定整備記録簿の 2 枚を交付することとなる (A が電子制御装置整備の認証がなく、分解整備のみの認証である場合 (3.2 における、「パターン ①」) も同様)。

また、A が指定整備事業者であり、保安基準適合証の交付を行う場合、3.8 に記載するとおり、A 自身で点検整備を行った上で検査をする必要性があることから、B に全部

を委託することは認められない（※ii）。

② 認証工場から別の認証工場へ、一部の作業が外注される場合

使用者から入庫を受けた認証工場 A が、電子制御装置整備作業の一部を別の整備工場 B に外注する場合、整備作業の責任は A にあることから、A が記載した特定整備記録簿の写しを使用者に対して交付する必要がある。B も電子制御装置整備にかかる認証を取得していることから、B は、自身が記載した特定整備記録簿の写しを、A に対して交付する必要がある（※iii）。

具体例としては、使用者から整備の依頼を受けた認証工場 A（3.2 における、パターン③）が、車体整備を専門とする認証工場 B（3.2 における、パターン②）にバンパ交換のみを外注した後、A 自身でエーミング作業を行う場合が想定される。

逆に、使用者から整備の依頼を受けた車体整備を主とする認証工場 A が、バンパ交換のみを行い、認証工場 B（3.2 における、パターン③）にエーミング作業を依頼し、A 自身でできばえの確認を行って使用者に引き渡す場合も想定される。

電子制御装置整備の対象となる先進技術が用いられた装置については、現状、自動車メーカー各社がそれぞれに開発を進める「競争領域」にあり、その整備方法や必要となる工具が異なっていることを踏まえると、電子制御装置整備作業に限っては、指定整備事業者 A から必要な設備や機器を有する他の認証工場 B に対して委託をすることも、当面の間可能とすることが望ましい。この場合において、指定整備事業者 A は、自身の責任の下、故障診断を行った上で外注先の工場 B に対して整備が必要な箇所及び内容を明確に示し、B の作業後、当該作業が適切であったかどうかの確認を A 自身が行う等を求めることが適当である（※iv）。

③ 認証工場から非認証工場へ外注される場合

使用者から入庫を受けた認証工場 A が、電子制御装置整備作業の全てを別の整備工場 C（電子制御装置整備の認証無し）に外注をすることは、当然できない（※v）。

一方で、使用者から入庫を受けた認証工場 A が、電子制御装置整備作業の一部を別の整備工場 C で行う場合も可能とすることが適当である。

この場合、A の届出により、C の事業場を 3.4 のとおり「A の離れた作業場」とすることにより C の事業場で A が構内外注を行っていることと整理できることから、A が整備の責任を担い、A 自身で特定整備記録簿の記載を行う（※vi）。

具体例としては、使用者から整備の依頼を受けた認証工場 A（3.2 における、パターン③）が、車体整備を専門とする工場 C（電子制御装置整備の認証なし）の協力を得てバンパ交換のみを行い、自身でエーミング作業を行う場合が想定される。

3.3. 認証基準（設備）

設備に係る認証要件は次のとおりとすべきである。

（Ⅰ）分解整備のみを行う場合の要件

分解整備のみ行う場合については、従来と同様に屋内作業場（点検作業場、車両整備作業場、部品整備作業場）と車両置場を必要とし、これまでの要件と変更はないものとする。

（Ⅱ）電子制御装置整備のみを行う場合の要件

電子制御装置整備のみを行う場合については、作業場の要件として、作業を行う平滑な電子制御装置点検整備作業場と整備完了車及び整備待ち車の路上放置（駐車）を防止するため車両置場を必要とする。

電子制御装置点検整備作業場の広さについて、自動車メーカー等が整備要領書等において定めている値は、メーカー・車種（搭載されているシステム）により様々であるが、法第 80 条において、認証を行う基準は『必要な最低限度』とされていることを踏まえれば、認証を受けようとする事業場において全てのメーカー・車種に対応できる作業場を備える必要はない。よって、その基準については、エーミング作業を行うことができる車種が存在する最低限の寸法を基準として検討すべきである。

国土交通省が国内自動車メーカーの協力を得て行った調査を踏まえれば、その値は次の表のとおりとなる。

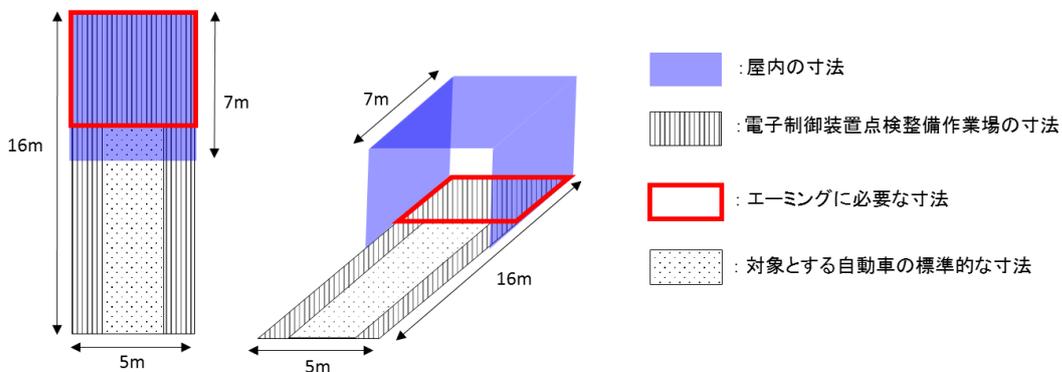
表：電子制御装置点検整備作業場の基準

対象とする自動車	エーミングに必要な寸法（車両前部） （奥行×間口）	電子制御装置点検整備作業場の基準 （奥行×間口）	参考（Ⅰ）の作業場の基準 （奥行×間口）
普通（大）	5m×5m	16m×5m （うち屋内 7m×5m）	屋内 13m×5m
普通（中）	5m×指定無し	13m×3m （うち屋内 7m×3m）	屋内 10m×5m
普通（小）	1m×2m	7m×2.5m （うち屋内 3m×2.5m）	屋内 8m×4.5m
普通（乗）	1m×2m	6m×2.5m （うち屋内 3m×2.5m）	屋内 8m×4m
小型四輪	1m×2m	6m×2.5m （うち屋内 3m×2.5m）	屋内 8m×4m
小型三輪	1m×2m	6m×2.5m （うち屋内 3m×2.5m）	屋内 8m×4m
小型二輪	-----	-----	屋内 3.5m×3m
軽自動車	2m×指定無し	5.5m×2m （うち屋内 4m×2m）	屋内 5m×3.5m

注）電子制御装置点検整備作業場の基準は、対象とする自動車の標準的な寸法にエーミングに必要な寸法を加えた数値とする。

屋内の作業場の奥行については、エーミングに必要な寸法に、自動車の前部付近での作業スペース分（2m）を加えた数値とし、間口については、エーミングに必要な寸法、自動車の全幅及び作業スペース分（0.5m）を考慮した数値とする。

普通自動車(大型)の例



図：電子制御装置点検整備作業場の寸法の概略図

電子制御装置点検整備作業場について、自動車メーカー等の作成する整備要領書には「水平」な場所で作業を行うことが求められている場合が多いが、現状において、水平な場所を用意ができない場合には水準器等を用いて、車両とターゲットを正対させる「擬似的に水平な」状態を再現させることにより整備が行われていること、ほとんどの整備工場において、指定整備事業の指定要件として求めている完成検査場を除けば、完全に「水平」な作業場を有していないことから、その要件を「平滑」であることとするとともに、水平を確認するために必要な機器として水準器の保有を義務づける。

工具の要件として、特定整備事業者は点検後に保安基準不適合又は保安基準不適合のおそれが確認された場合、少なくとも OBD 検査の対象となる装置の故障を解消するために整備箇所を特定することが可能な整備用スキャンツールが必要となることから、整備用スキャンツールを必要工具とする。

ただし、特定のメーカー・車種を対象に整備をする場合等、認証を受けた際のスキャンツールでは対応できない車種が入庫することもある。複数のメーカーに対応する汎用スキャンツールについては、高度化検討会で開発・機能拡大の促進が進められているものの、先進技術に関する情報提供が開始されたばかりであることを踏まえれば、2台目以降については、共同で保有しているスキャンツールの使用を認めることが適切である。

なお、義務づける整備用スキャンツールの性能及び機能については、対象となる装置の点検及び整備が適切に実施できるものとして、少なくとも、一車種以上の車両において、排出ガス等発散防止装置、制動装置、かじ取り装置及び前方監視用カメラ、レーダー等を用いたセンシングシステムに対応し、整備に必要な機能として、DTC の読取・消去機能、前方監視用カメラ、レーダー等を用いたセンシングシステムの機能調整等を有すること等の技術要件を課す。

その他の設備等の要件として、ターゲット等の専用器具や整備に必要な情報については、自動車メーカー・車種において多種多様であり、全車種のもを保有することは困難である。そのため、認証要件には求めないものの、実作業において必要となることから、例えば、入手する方法（他の整備事業者からの借用、共同保有等を含む。）について確認することにより、認証できることとする。

なお、3.7 に述べるとおり、自動運行装置の点検・整備に必要な技術情報は、自動車メーカー等が技能や必要な設備を有するか等を確認の上、提供できるとすることから、これらの情報が入手できない事業場に対しては、認証を与えるべきでない。

また、原則、電子制御装置点検整備作業場でエーミング作業を実施されるべきであるが、車種によっては、当該作業場でエーミング作業するために必要なスペースが確保で

きない場合が想定される。このため、天候等によらず、常時エーミング作業を実施できる環境は必要であるものの、電子制御装置点検整備作業場において実施することができない等やむを得ない場合にあつて、自動車メーカー等の作成する整備要領書においてエーミング作業が屋内に限定されていない場合には、当該事業場の敷地内に限り、電子制御装置点検整備作業場以外の場所において当該作業を実施することを認めることが適切である。この場合においては、エーミング作業の実施する場所を届出することは求めないものの、例えば、特定整備記録簿に、エーミング作業を実施した場所、天候などを記載させることが望ましい。

(Ⅲ) 分解整備及び電子制御装置整備の両方を行う場合の要件

上記（Ⅰ）及び（Ⅱ）それぞれの要件に適合することが必要となる。

この場合、電子制御装置点検整備作業場は、分解整備の認証要件として求めている点検作業場及び車両整備作業場のほか、指定自動車整備事業の指定要件として求めている完成検査場（ガラス交換、バンパ交換等の作業は除く。）と兼用することができることとする。しかし、部品整備作業場及び車両置場については、それぞれの本来の使用目的と異なることから兼用を認めるべきではない。

3.4. 離れた作業場及び設備の共用

現行の分解整備の認証においては、整備作業は同一の敷地内において行われる前提で制度が構築されている。一方で、電子制御装置整備の認証を考えるにあたっては、必ずしも認証要件をかけている作業場においてバンパやガラスの交換作業を行う必要が無いことや、より広い作業場における整備作業が必要となる場合が想定されることから、柔軟な運用を認めることが望ましい。

離れた作業場

具体的には、エーミングに必要な寸法はメーカー・車種により異なることから、認証を受けた電子制御装置点検整備作業場では、必要な面積が確保できない場合があるため、当該作業場等については、一定の要件（指定自動車整備事業規則で定める検査の設備の共同使用の要件と同程度の要件）を満たす場合、自動車分解整備事業の認証を受けた場所と離れた別の場所も同一整備事業者の事業場として認めることが適当である。

① 3.3（Ⅱ）の場合

事務所及びバンパ交換、ガラス交換などを行うための作業場を有しているものの、電子制御装置点検整備作業場としての要件を満たさない場合は、事務所が存在する地とは別に電子制御装置点検整備作業場及び車両置き場を用意し、認証を受けることができることとする。

一方で、使用者から入庫を受け付ける場所は、バンパ交換、ガラス交換などを行う作業場に併設された事務所であり、バンパ交換、ガラス交換は問題なく実施できるため、離れた場所にある電子制御装置点検整備作業場及び事務所のある作業場を一体として扱い、認証することが適当である。この場合、使用者が認識可能であることやバンパ交換、ガラス交換を行う作業場に一定の寸法要件（現行の分解整備における車両置場を基本とした寸法）を課すことが適当である。

② 3.3 (Ⅲ) の場合

自動車分解整備事業の認証を受けている敷地内の車両置場を使用することが可能であることから、離れた電子制御装置点検整備作業場に付置する車両置場は省略することができるものとする。

設備の共用

電子制御装置点検整備作業場等は、他の整備事業者の電子制御装置点検整備作業場等を共同使用の用に供されること（以下「共用」という。）を可能とし、多くの事業者において認証が取得できるよう措置を講じるべきである。

共用する場合の具体的なケースは、電子制御装置点検整備作業場等（バンパ交換、ガラス交換の作業場を含む。）に限り、それぞれ次のとおり共用を認める。

① 自動車分解整備事業者が他の特定整備事業者の電子制御装置点検整備作業場等を共用するケース

他の特定整備事業者の電子制御装置点検整備作業場等を共用する特定整備事業者の間において、管理責任者及び管理規程が明確に定められているなど共用に関する事項が契約等により確認されていることが必要。



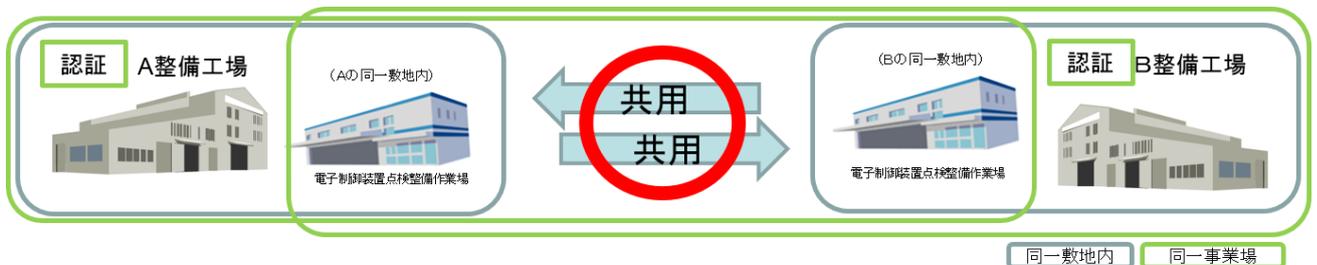
図：電子制御装置点検整備作業場を持たない B 整備工場が A 整備工場の電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を共用するイメージ



図：電子制御装置点検整備作業場を有しない
b事務所（ガラス交換又はバンパ交換の作業場を有する）が
A整備工場の電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を共用するイメージ



図：b事務所（ガラス交換又はバンパ交換の作業場を有しない）は、
事業場の一部として扱わないため、共用できない。

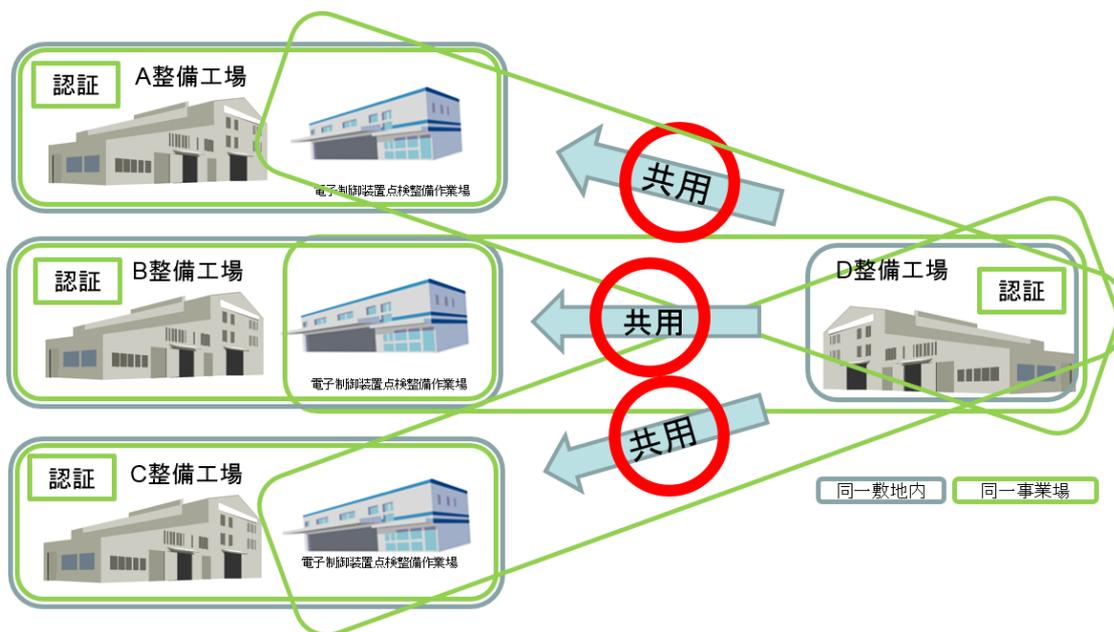


図：電子制御装置点検整備作業場を有する A 整備工場、B 整備工場が
それぞれの電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を共用するイメージ

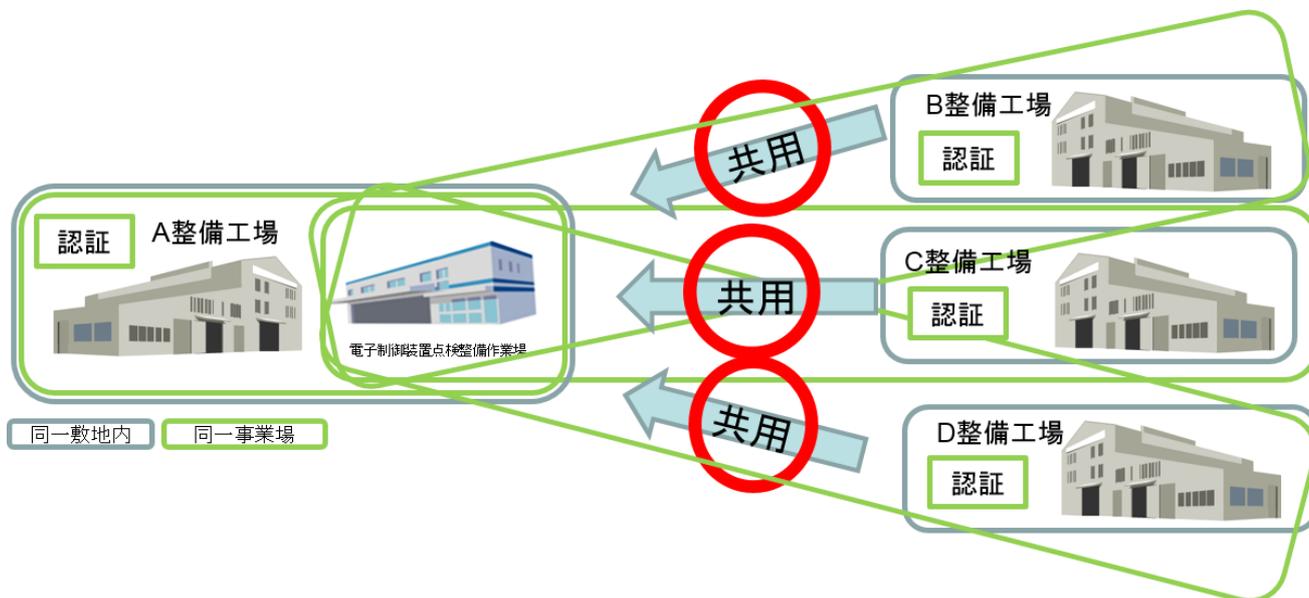
② 複数の事業者がそれぞれ離れた一つの電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を
共用するケース

共用する特定整備事業者の間において、管理責任者及び管理規程が明確に定められ
ているなど共用に関する事項が契約等により確認されていることが必要。

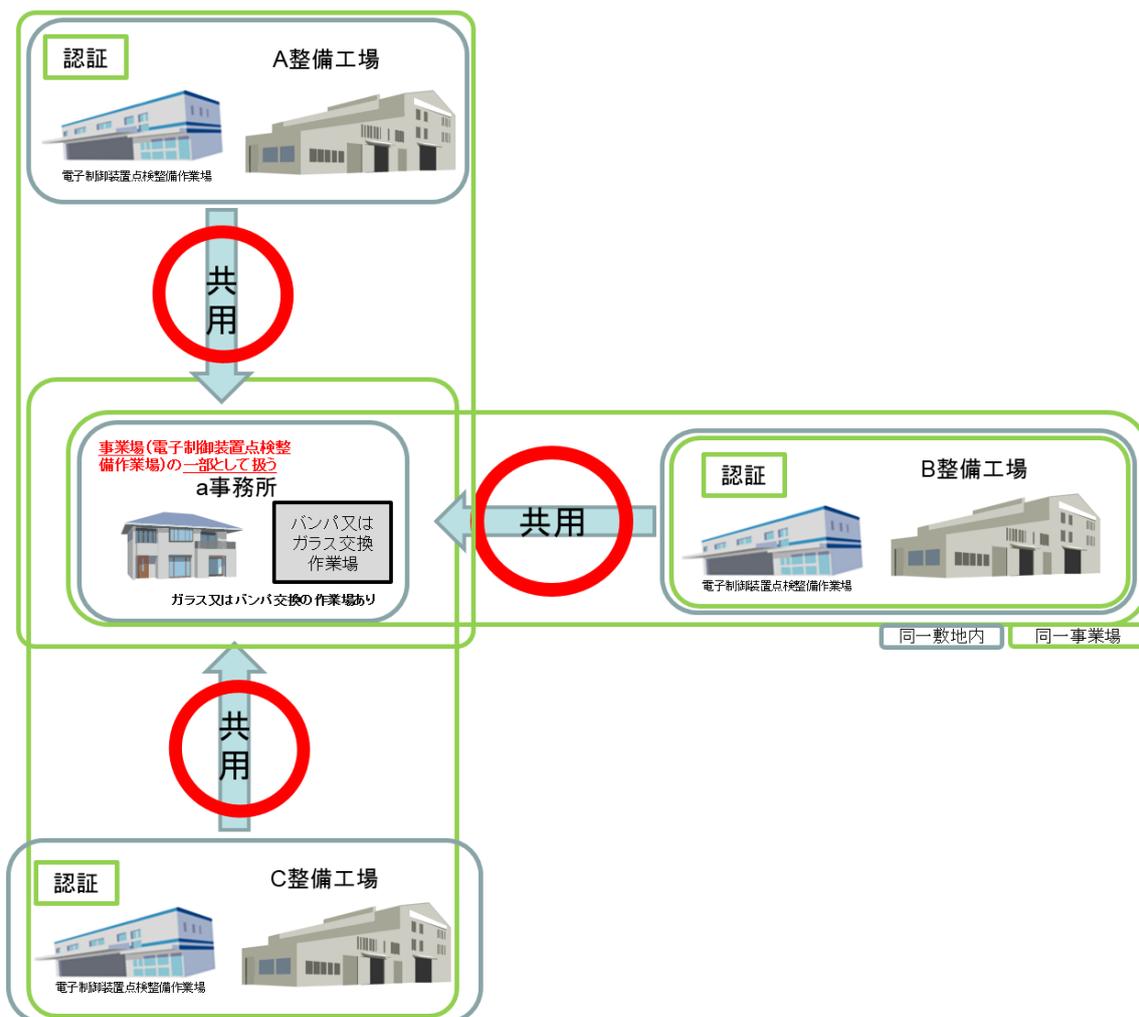
この場合、共用先を電子制御装置点検整備作業場等として認証することから、その
場所で、ガラス交換やバンパ交換をし、そのエーミング作業を実施することはできる
が、エンジンの脱着など従来の分解整備を行うことはできない。



図：電子制御装置点検整備作業場を有しない D 整備工場が A・B・C 整備工場の電子制御装置点検整備作業場及び車両置場をそれぞれ共用するイメージ



図：電子制御装置点検整備作業場を有しない B・C・D 整備工場が A 整備工場の電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を複数で共用するイメージ



図：電子制御装置点検整備作業場を有する A・B・C 整備工場が、ガラス交換又はバンパ交換の作業場を有する a 事務所を共有するイメージ

3.5. 認証基準（工員）

工員等に関する基準

工員等に係る認証要件は次のとおりとすべきである。

(I) 分解整備のみを行う場合の要件

従来と同様に、工員数、自動車整備士の最低要件、自動車整備士保有割合、整備主任者の資格要件について変更はないものとする。

(II) 電子制御装置整備のみを行う場合の要件

次の表のとおり。

表：電子制御装置整備における工員等の認証要件

工員数	電子制御装置整備に従事する者としては、ガラス交換、パンパ交換等のほかエーミング作業を適切に実施する必要があることから、2人以上とする。
自動車整備士の最低要件	工員のうち、少なくとも一人については、 1級自動車整備士（二輪を除く）の資格を保有している者 又は 1級自動車整備士（二輪）、2級自動車整備士、自動車電気装置整備士、自動車車体整備士のいずれかの資格を保有している者が、国土交通大臣が定めた一定の基準を満足している講習を受講し、一定の技術を習得した者とする。
自動車整備士保有割合	自動車整備士の割合については、工員の1/4以上（1級自動車整備士、2級自動車整備士、3級自動車整備士、自動車電気装置整備士、自動車車体整備士/全整備要員）とする。
整備主任者の資格要件	1級自動車整備士（二輪を除く）の資格を保有している者 又は 1級自動車整備士（二輪）、2級自動車整備士、自動車電気装置整備士、自動車車体整備士のいずれかの資格を保有している者が、国土交通大臣が定める一定の基準を満足している講習を受講し、一定の技術を習得した者とする。

(Ⅲ) 分解整備及び電子制御装置整備の両方を行う場合の要件

工員数、自動車整備士の最低要件、自動車整備士保有割合、整備主任者の資格要件については、上記（Ⅰ）及び（Ⅱ）全ての要件に適合することが必要とすべきである。この場合、整備主任者の資格要件は、（Ⅰ）及び（Ⅱ）全ての要件に適合することが必要となることから、「1級自動車整備士（二輪を除く）の資格を保有している者」又は「1級自動車整備士（二輪）若しくは2級自動車整備士のいずれかの資格を保有している者であって国土交通大臣が定める一定の基準を満足している講習を受講した者」となる。つまり、自動車電気装置整備士、自動車車体整備士は、国土交通大臣が定める一定の基準を満足している講習を受講した者は、上記（Ⅱ）の特定整備事業者の整備主任

者に選任となることはできるが、(Ⅲ)の特定整備事業者の整備主任者となることはできない。

国土交通大臣が定める一定の基準を満足している講習の提供

国土交通大臣が定める講習は、自動車整備士資格を以って技能等の担保を講じるべき内容に替えることであることから、学科(自動車特定整備事業に係る法令等)、実技(エーミング作業等)及び試問(学科及び実技の講習内容に基づく筆記試験)で構成し、当該整備主任者に必要な知識及び技能を習得させることを目的として行うべきである

また、国は、速やかに、使用者が認証を受けている事業者を判別できるようにし、衝突被害軽減制動制御装置等の整備を確実に実施できる環境を整えるため、法施行と同時に認証の取得ができるよう、当該講習を法施行に先立って実施すべきである。

なお、講習の実施にあっては、多くの受講希望者が予想されることから、需要に応えられるよう国土交通大臣が定める講習の内容に合致する外部の研修を実技講習に代えることとするなど、関係団体等とも連携しながら行うべきである。

この他、講習を受講するための前提となる自動車整備士資格についても、現在、自動車整備士資格を有していない自動車ガラス修理業者等において、資格取得希望者の増加が予想されることから、資格取得のための環境を用意することが望ましい。

3.6. 遵守事項(整備主任者研修)

整備主任者研修は、従来の開催方法と同様に法令、技術研修を行うものとし、事業の形態にかかわらず整備主任者として選任されている者が受講することとする。

このため、今後の整備主任者研修においては、最新の電子制御装置整備の内容も含めていくことが望ましい。

3.7. 点検整備に必要な技術上の情報の提供

自動車の先進技術の点検整備については、例えば、スキャンツールを用いて電子装置の状態を診断した上で機能調整を行う作業など、スキャンツールやメーカーの指定する専用工具のほか、自動車メーカーが作成している「整備要領書」等の型式固有の詳細な技術情報がなければ適切にその整備を行うことができないものが存在する。

これらの状況を踏まえ、自動車整備技術の高度化検討会においては、(一社)日本自動車整備振興会連合会が管理・運営する整備情報提供システム「FAINES」の活用等、自動車メーカーの理解と協力を得ながら点検整備に必要な情報が提供されるための環境整備に取り組んできている。

この結果、現在では多くの型式について情報が提供される環境が整っているが、一部

の車種や装置について提供がされていない、情報提供の手法が統一されていない等の課題もあることから、改正法において、自動車メーカー等から整備を行う整備事業者等への情報提供を義務付けることとされた。

提供をしなければならない情報やその方法については、国土交通省令において定めることとされているが、それぞれ、以下に掲げるとおりとすべきである。

<提供すべき情報の範囲>

- ・ 原則、ディーラーに対して提供されている情報と同じもの（専用スキャンツールを含む）を提供する
- ・ ①自動車の盗難又は不正改造につながるおそれがあるものとして特別の注意が必要と認められるもの、②自動車の販売時において行う制御装置のプログラムの初期化にかかるものについては、交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会 自動運転等先進技術にかかる制度整備小委員会（以下「交通政策審議会小委員会」という。）報告書（平成 31 年 1 月）にも言及があるとおり、提供をしなくてよいものとする

<参考：提供しなければならないものの例示>

- ・ 専用スキャンツールについては原則提供（セキュリティなどの機能を除くことは可能）
- ・ ターゲット等の専用工具
- ・ 整備要領書

<提供の方法>

- ・ 点検整備は使用過程の車両すべてにかかることから、情報提供も原則全ての車両を対象とする
- ・ 情報提供は、新車の発売日から 6 ヶ月以内に行う
- ・ 自動運行装置など、高度な技術にかかるものは、技能や必要な設備を有するか等を確認の上、契約を結んだ者に限り提供することができる
- ・ 専用スキャンツールの提供については、その準備に時間がかかることから、2020 年内に提供を行えば良いこととする
- ・ 合理的な範囲（ディーラーへの提供と非差別的な価格）において有償とすることができる
- ・ 少数台数車両などは、問い合わせに応じて対応することも可能
- ・ 自動車メーカーがサポートを終了しており、ディーラーに対しても提供されなく

なった情報については提供義務から外す

なお、6ヶ月が経たないうちに整備が必要となる場合も十分あり得るが、情報が提供されていないことをもって整備がなされないことは安全上問題があるほか、整備を委託する事業者を使用者の意思により選択することができない状態は好ましくない。このため、自動車メーカーは可能な限り早期の情報提供に努めるとともに、販売直後に整備が必要となった車両について、一般の整備工場からディーラー等に対して依頼がある場合は必要な協力を行うなどの体制を整えることが望ましい。

情報提供に関する海外法規としては、EUのEuro5/6(No.715(2007), No.595(2009))やマサチューセッツ州を皮切りに米国で広まりを見せつつあるRight to Repair(R2R)法(2013)などがあるが、これら規則との主な違いは次の表のとおりである。日本においては、すべからくWEB上で公表するといった自動車メーカーへの大きな負担を求めない一方、原則全ての車両を対象とすべきである。

このほか、国土交通省が国内外の自動車メーカーに対して実施したアンケートにおいては、真に整備に必要かどうか、整備工場であるか否かの確認を行いたいとの意見が寄せられている。これに対し、例えばR2R法では政府系機関による身元照会スキームが存在するが、日本においては、法に基づく認証を受けた自動車特定整備事業者は、地方運輸局長等より認証番号が与えられるため、これを契約時に確認する等により確認ができるものとする。

なお、制度を運用していくに当たり点検整備に必要な情報が出ていないと思われる事象が発生した場合には、当面の間、自動車整備技術の高度化検討会の場を活用し、整備事業者、自動車メーカー等の意見を踏まえながら調整をすることが望ましい。

表：海外法規との主な違い

	EU, R2R 等の海外法規	日本（今般の義務として新設）
対象自動車	例えば 2002 年以降などと、年式を区切っていることが一般的	すべて
提供されない情報	セキュリティ関係	セキュリティ関係
情報の提供方式	誰でもが自由にアクセス（有料）できる形にて、HP 等においてシステムを用意する必要あり	HP 等における公表を推奨するが、少数台数車両などは、問い合わせに応じた個別対応可
金額	有償とできる	有償とできる
情報の提供期限	-	自動車メーカーがサポートを終了しており、ディーラーに対して提供されなくなった情報については提供しなくてもよい
情報を受ける事業者等の身元確認	スキームがある場合があり	認証番号を利用
情報提供がされていない場合の仲裁措置	規定あり	自動車整備技術の高度化検討会等において対応を検討

参考：改正法による情報提供義務の規定

<p>（自動車の点検及び整備に関する情報の提供）</p> <p>第五十七条の二 自動車の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から当該自動車を購入する契約を締結している者であつて当該自動車を輸入することを業とするもの（以下「自動車製作者等」という。）は、<u>国土交通省令で定めるところにより、その製作する自動車で本邦において運行されるもの又はその輸入する自動車について、第七十八条第四項に規定する自動車特定整備事業者又は当該自動車の使用者が点検及び整備（第四十七条の二及び第四十八条の規定によるものを除く。次項において同じ。）をするに当たつて必要となる当該自動車の型式に固有の技術上の情報であつて<u>国土交通省令で定めるものをこれらの者に提供しなければならない。</u></u></p> <p>2 （略）</p>

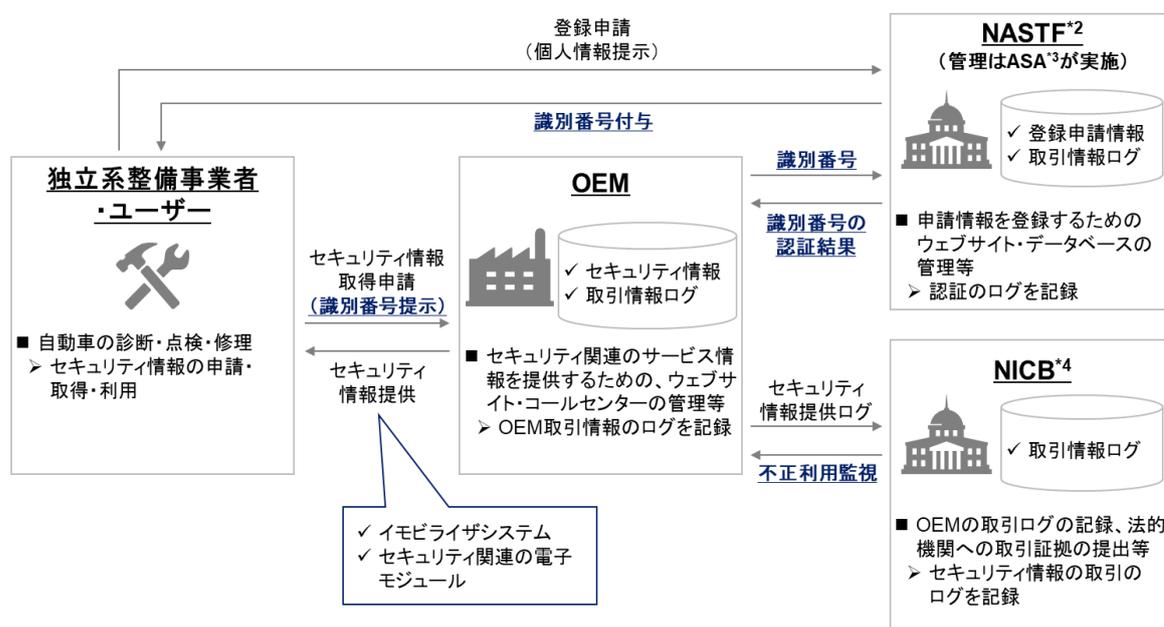
4. 現行の自動車の安全確保に係る制度の評価及び今後の見直しの方向性

(3) 点検整備

② 先進技術の点検整備に必要な技術情報のあり方

<短期的な取組>

(ア) 国、国内自動車製作者、輸入車インポーター、日本自動車整備振興会連合会等の関係者は、点検整備を実施するにあたって必要となる技術上の情報を、セキュリティにも留意しながら、全国の自動車分解整備事業者等へ確実かつ円滑に提供することが必要である。



図：情報提供にあたっての身元情報確認スキーム（マサチューセッツ法）

注）日本はここまでせずとも、認証番号にて代替可能

3.8. 点検基準の見直し

分解整備の範囲拡大に伴い、改正法の施行日以降、使用者が特定整備に該当する作業を行った際には点検整備記録簿に、特定整備事業者が特定整備をしたときには特定整備記録簿にその整備の概要等を記載することになる。

また、近年では自動車の各構造装置が電子的に制御されるようになり、電子的な状態を確認する点検・整備の重要性は、より一層増すとと言える。

これらを踏まえ、これまで各構造装置の摩耗・損傷といった外観を点検する項目が主だった点検基準を、電子制御装置の状態が点検できるよう「OBDの診断の状態」をその他の点検箇所の点検項目に追加し、今後導入を予定しているOBD検査の対象外としている大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除いた自動車を対象とするよう見直

すべきである。点検時期については、電子制御装置の状態は、各装置の機能の確認に相応するものであるが、現状の点検基準において各装置の機能の確認は、その使用の態様を考慮した1年／2年とされているところ、電子制御装置については貨物自動車・乗用自動車の別による使用の態様による差は大きくないと考えられることから、「OBDの診断の状態」の点検は貨物自動車を基本として1年毎とすることが適当である。

「OBDの診断の状態」を点検するに当たっては、保安基準に適合しない状態に至る前の段階を確認する必要があるが、この前提条件を満たす点検方法として、少なくとも現時点の実態としては、保安基準に適合しないおそれのある状態を警告灯の表示により確認できる設計となっていることが自動車メーカーから確認できたことから、点検の方法として警告灯の点灯状態により確認することが望ましい。

なお、警告灯は、保安基準が適用されていない装置についても点灯することから、点検の対象は保安基準が適用される装置に関する点灯状態の確認に限定することが適当である。

整備については、各自動車メーカーで電子制御の仕様は異なるため、スキャンツール等を使用して点灯状態の原因となる故障箇所を特定した後、少なくとも整備作業が適切に完了しなくなるおそれがある作業については、自動車メーカー等の作成する整備要領書に基づいて行うことが適切である。

以上を踏まえると、点検基準、点検の実施方法、整備の実施方法は、それぞれ、以下に掲げるとおりである。

<点検基準>

- ・ その他の点検箇所に「OBDの診断の状態」を追加する
- ・ 大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除いた自動車に適用する
- ・ 1年ごとの点検とする
- ・ 点検は原動機、制動装置、アンチロックブレーキシステム、前方のエアバッグ及び側方のエアバッグの異常を示す警告灯並びに衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る警告灯に限定する

<点検の実施方法>

- ・ イグニッション電源をオンにした状態で診断の対象となる警告灯の識別表示等が点灯することを確認し、エンジンを始動させる。そして、点検の対象となる警告灯の識別表示等が消灯することなく点灯または点滅し続けていないかを目視などにより点検する
- ・ ただし、自動車メーカー等の作成するユーザーマニュアル等に従って点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する

<整備の実施方法>

- ・ 点検の対象となる警告灯が点灯または点滅し続けている場合は、スキャンツール等を使用してその原因となる故障箇所を特定し、少なくとも整備作業が適切に完了しなくなるおそれがある作業については、自動車メーカー等の作成する整備要領書に基づいて整備を行う

施行の時期

施行の時期については、3.8による点検基準の見直しは既販車にも適用されることから、改正内容の周知を十分に図るとともに、市場の混乱が生じないように自動車メーカーが発行するメンテナンスノートの改訂や整備工場の点検整備に関するシステム更改の期間、点検基準の施行日以降においては、現に電子制御装置整備に相当する事業を営していない指定自動車整備事業者は新たに電子制御装置整備に係る認証を受けない限り、電子制御装置整備に該当する装置を備えている自動車の保安基準適合証を交付することができなくなることを踏まえると（3.9参照）、使用者の利便性を損なうことのないよう、その受入れ体制を十分に整えておく必要があることを考慮して、改正法の施行日から概ね1年半後に施行することが望ましい。

点検整備記録簿の記載

使用者が定期点検整備や特定整備に該当する作業を行った際には点検整備記録簿に記載する必要がある。点検整備記録簿の様式や記載方法は法令で定められてはいないが、今回、新たに追加する「OBDの診断の状態」は、これまでの各構造装置の摩耗・損傷といった外観を点検する項目ではなく、電子的な状態の確認を行うものであり、これまでの点検の視点とは異なる項目であるため、点検整備記録簿に記載する義務のある使用者が適切に点検整備の状況を明らかにし自動車の保守管理の利便に資することができるよう、新たな点検項目に対応した点検整備記録簿の記載方法等について関係団体と連携しつつ対応することが望ましい。また、特定整備事業者が特定整備をしたときに記載する特定整備記録簿についても同様である。

3.9. 今後の指定自動車整備工場のあり方

保安基準適合証の交付について

指定自動車整備事業者については、法第94条の2により、優良自動車整備事業者認定規則第5条から第7条に定める設備、技術、管理組織を有しなければならないと規定されていることから、法第48条第1項の規定に基づく点検に付随する全ての整備作業（一部委託作業を除く）が実施できることが求められている。つまり、原則として、電

電子制御装置整備に係る特定整備の認証を受けていない場合は、その整備を行うことができないため、保安基準適合証を交付することはできない。

一方で、3.10にあるとおり、改正法の施行の際、現に電子制御装置整備作業に相当する事業を営んでいる者については、経過措置期間中、認証を受けずとも引き続き当該事業を営み続けることができるとされている。これを踏まえ、電子制御装置整備に係る特定整備の認証を受けていない指定自動車整備事業者における保安基準適合証の交付は、以下のとおりとすべきである。

① 改正法の施行の際、現に電子制御装置整備に相当する事業（エーミング作業）を営んでいる場合

電子制御装置の状態が点検できるよう「OBDの診断の状態」を点検項目に追加する点検基準の見直しの施行日以降、経過措置期間中に限り、電子制御装置整備に該当する装置を備え付けている自動車についても、点検の結果、必要な整備を行った場合には、保安基準適合証を交付して差し支えないものとする。

② 改正法の施行の際、現に電子制御装置整備に相当する事業を営んでいない場合（バンパ交換等のみで、エーミング作業を行っていない事業者も含む。）

点検基準の見直しの施行日以降、新たに電子制御装置整備に係る認証を受けない限り、電子制御装置整備に該当する装置を備えている自動車の保安基準適合証を交付することはできない。ただし、3.8にあるとおり、改正後の点検基準が施行されるまでの間は、電子制御装置整備に該当する装置を備えている自動車であっても点検基準は同じであり、点検・整備を完了することが可能であるため、保安基準適合証を交付して差し支えないものとする。

また、改正後の点検基準の施行後は、電子制御装置整備に該当する装置を備えている自動車の保安基準適合証の交付はできないが、電子制御装置整備が必要とならない自動車も一定数存在することから、電子制御装置整備に該当する装置を備えていない自動車に対しては、当面の間、保安基準適合証を交付することができる。

表：電子制御装置整備に該当する装置を備えている自動車に対する
保安基準適合証の交付の可否

	点検基準の 見直し施行前	点検基準の 見直し施行後	4年間の経過 措置後
電子制御装置整備認証の認証を受けた指定整備事業者	○	○	○
改正法施行の際、エーミング作業を事業として経営していた	○	○	×
改正法施行の際、エーミング作業を事業として経営していない者	○	×	×

指定自動車整備事業者の指定について

今後の指定自動車整備事業の指定は、分解整備及び電子制御装置整備の認証を受けなければ認めるべきではないが、電子制御装置整備が必要とならない自動車も一定数存在することから、自動車分解整備事業の認証（全部認証に限る。）を受けている事業者（認証の申請をしている者を含む。）については、経過措置期間中の4年間は、電子制御装置整備に該当する装置を備え付けていない自動車に限定した指定自動車整備事業の指定を認めることとする。

表：指定自動車整備事業の指定の可否

	経過期間中	経過期間後 (法施行日の4年後)
分解整備（全部認証）の認証工場	○	×
電子制御装置整備の認証工場	×	×
分解整備＋電子制御装置整備の認証工場	○	○

3.10. 経過措置

自動車特定整備事業の認証にかかる経過措置

改正法の施行の際、現に電子制御装置整備（分解整備を除く特定整備事業）に相当する事業を営んでいる整備事業者においては、法施行日から起算して4年を経過する日までの間は、認証を受けるための準備期間として、引き続き、当該事業を営むことができる旨の経過措置が規定されている。

この場合において、電子制御装置整備に相当する事業とは、従来の分解整備に該当する作業を除き、3.1 で述べた作業を含め、保安基準が適用されていない自動ブレーキや

レーンキープ機能（衝突被害軽減制動制御装置及び自動命令型操舵機能に類似するもの）に係る単眼・複眼のカメラ、ミリ波レーダー及び赤外線レーザーの取り外し又は機能調整等により行う自動車の整備又は改造を該当させることが適当である。

また、エンジン等の積み降ろしのために、バンパの脱着を行っている事業形態があることを踏まえると、これらを行う事業者が自動ブレーキ及びレーンキープ機能に係る整備を行っていない場合に経過措置が適用されず、エンジン等の積み降ろしができなくなることは、過剰な規制である。このため、改正法の施行の際に行っていた作業の範囲に限り、経過措置を認めることが望ましい。

これに対して、改正法施行日以降に新たに 3.1 で述べた作業を行う場合にあっては、電子制御装置整備に係る認証を受けなければならない。

なお、分解整備にあっては、法施行前後にかかわらず、新たに分解整備を事業として行う場合には認証を受ける必要がある。

このほか、先進技術の整備を着実に実施するためには、4年の経過措置に関わらず、できるだけ早期に電子制御装置整備に係る認証を取得させるべきであることから、国等は、3.11の標識の周知など、早期に認証が取得されるための環境整備に取り組むべきである。

点検整備に必要な技術情報の提供義務にかかる経過措置

自動車メーカーにおいては、現状専用スキャンツールの提供を行っていない場合がほとんどであり、3.7に述べたとおり、提供にあたって必要な契約の用意、セキュリティに関連する機能を削るためのシステム改修を行う期間を考慮する必要がある。

このため、専用スキャンツールの提供にあたっては、2020年内の間、猶予期間を置くことが望ましい。

3.11. 自動車特定整備事業者等の標識について

交通政策審議会小委員会から提言されているとおり、新たに規定される電子制御装置整備を取り扱う自動車特定整備事業者は、使用者が容易に認識できるよう、これまで規定されている標識とは別に新たに規定することが必要である。

具体的には、3.2で述べた分解整備のみを行う事業者及び電子制御装置整備のみを行う事業者は、特定整備に係る全ての作業を行うことはできないため、従来の標識と同様のものとし、分解整備及び電子制御装置整備全てを行う事業者にあっては、従来の標識と異なる標識とすることが望ましい。

なお、指定自動車整備事業者については、経過期間後において、自動車の種類の指定その他業務の範囲は異なることはなく、また、当面の間は電子制御装置整備に該当する

装置を備えていない自動車について保安基準適合証を交付することが可能であるため、既存の標識を変更する必要はない。

優良自動車整備事業者については、法第 48 条の第 1 項の規定に基づく点検に付随する全ての整備作業（一部委託作業を除く）が実施できることが求められており、点検基準の見直しにより、点検に付随する作業が拡大されたことから、その標識については、新たに規定することを検討することが望ましい。

参考：交通政策審議会小委員会の報告書

4. 現行の自動車の安全確保に係る制度の評価及び今後の見直しの方向性

(3) 点検整備

① 先進技術の点検整備のあり方

<短期的な取組>

(イ) 国においては、自動車整備事業者が行う自動ブレーキ等の先進技術を搭載した車や自動運転車（以下「自動運転車等」という。）の整備について、その確実な実施を担保するため、これらの整備を行う自動車整備事業者を、「自動車特定整備事業者」（仮称）として認証することが必要である。また、使用者がこれらの事業者を判別できるようにすることが必要である。

4. 継続的な検討課題

4.1. 自動車整備士資格等の見直し

自動ブレーキなど先進安全技術を搭載した自動車の普及など、自動車の電子化・高度化に伴い、自動車の電子的な点検・整備・検査が求められていることを踏まえつつ、自動車整備業界の将来のあるべき姿を見据え、それら技術の発展に対応する人材の育成方法及び制度の見直しなど、今後の自動車整備士資格のあり方について検討する必要がある。このため、自動車整備技術の高度化検討会の傘下の「自動車整備士資格制度等見直しWG」において検討を進め、早急に自動車整備士資格の見直しを図るべきである。また、生産性向上に資する設備機器の開発・普及状況等を踏まえた整備事業者に必要な工員要件の見直しについても、併せて検討を行うべきである。

4.2. 点検整備に必要な技術情報の利用環境改善

点検整備に必要な情報については、現状（社）日本自動車整備振興会連合会が構築する FAINES を活用すれば一元的な入手が可能となっているが、個々の整備要領書はメーカーや車種により異なることから自動車整備事業者からは整備要領書から必要な情報が探しにくいとの声もある。このため、自動車メーカー、（社）日本自動車整備振興会連合会等においては、整備事業者が情報を調べやすい環境となるよう、対策を検討すべきである。

また、輸入車においては、入手ができたとしても生産国の言語によるものであり、日本の事業者が利用しやすい環境にあるとは言えないほか、FAINES に比べ、高価なものとなっている。欧州等においては、自動車メーカー等は整備要領書を販売国の言語で用意することが求められていることを鑑みれば、自動車メーカー等はこれら情報の日本語による提供や、専門の整備事業者が利用しやすい価格となるよう努めるべきである。

4.3. 点検の実施方法の見直し

3.8 において、「OBD の診断の状態」を点検する方法として、警告灯の点灯状態を確認することとしているが、保安基準に適合しない状態に至る前の段階を警告灯の点灯状態により確認できる制度的な担保はないことから、点検の実施方法については引き続き議論していくべきである。

4.4. 点検整備の実施促進

自動車技術の高度化により、先進技術については、特に予防的な点検整備の確実な実施が重要となる。一方、現在の定期点検（中間点検）の実施率は乗用車で約 6 割に留ま

っていることを踏まえれば、自動車点検整備推進運動でのPR強化に加え、例えば、先進技術が機能しなかった場合の事故時の責任の割合に影響を及ぼす可能性について周知するなど、点検整備の実施を促進するための方策について検討するべきである。

4.5. 汎用スキャンツールの開発促進

自動車の電子化・高度化に伴い、自動車の点検・整備において、スキャンツールは必要不可欠なものとして自動車整備業界においても広く普及してきており、今後もその重要性は増していくものと考えられる。一方、メーカーや車種に合わせて複数の専用スキャンツールを持つことは、中小規模の事業者では、金銭的負担が大きいことから、1台のスキャンツールで様々な車種に対応し、専用スキャンツールと同等の機能を持つ汎用スキャンツールの早期開発が期待されている。

このため、スキャンツールメーカーにおける汎用スキャンツールの開発促進を図るため、自動車メーカーとツールメーカーの間において、スキャンツールの開発に必要な情報の提供に係る契約が適正な価格、公正なルールにより行われるよう、共通の契約ルールの見直しを引き続き行っていく必要がある。

4.6. 自動運転車への対応

自動運転車の点検及び必要な整備の技術面、人材、整備情報については、一定の環境（自動車メーカー等から自動運行装置を装着した自動車の自動運行装置を整備するための情報を入手できることなど）を有する特定整備事業者が取り扱えることになるものと考えられる。

このため、自動運行装置に特化した新たな認証制度を構築することは想定していないものの、引き続き、自動運転車の普及状況を注視しながら、検討することが望ましい。

4.7. 整備事業者間の連携

自動車整備技術の高度化や特定整備制度により、整備事業者が廃業し、整備空白地の発生や指定整備率が低下することがないように、各地域の振興会等が主体的に先進整備に係る講習や人材確保セミナー等を開催し、整備事業者が連携して取り組む体制を構築できるよう、国が取組事例を紹介し、積極的に支援していくべきである。

付録 1 : 自動車整備技術の高度化検討会委員名簿

【座長】

須田 義大 東京大学 生産技術研究所 教授

【委員】

古川 修 芝浦工業大学 名誉教授

中村 渉 一般社団法人日本自動車工業会 流通委員会サービス部会 委員

黒田 卓也 一般社団法人日本自動車工業会 流通委員会サービス部会 委員

寺島 友義 日本自動車輸入組合 アフターセールス委員会 委員

碓 孝浩 日本自動車輸入組合 参与・技術部長

高橋 徹 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 教育・技術部 部長

唯根 健一 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 教育・技術部 教材課長

平塚 睦子 日本自動車車体整備協同組合連合会 副会長

藤原 一也 一般社団法人日本自動車機械器具工業会 故障診断分科会 分科会長

高橋 正彦 一般社団法人日本自動車機械工具協会 流通部会 委員

本廣 好枝 全国自動車大学校・整備専門学校協会 理事

長谷川達也 全国自動車短期大学協会 専門委員

永井 啓文 独立行政法人自動車技術総合機構 企画部 部長

藤井 洋 軽自動車検査協会 検査部 部長

付録 2 : 新たに特定整備の対象となる装置の保安基準の設定状況

以下の表に、保安基準の設定状況を示す。なお、施行日以降に製作された自動車にあっては、装着の義務付け前でも、保安基準に適合していることの適用を受けることができるため、特定整備の対象車両となる場合も、ならない場合もあり得る。

表：衝突被害軽減制動制御装置

対象	施行 ※	装着義務
車両総重量 22t 超 トラック	平成 24 年 3 月 12 日	新型 平成 26 年 11 月 1 日 継続 平成 29 年 9 月 1 日
車両総重量 20t 超 22t 以下 トラック	平成 24 年 3 月 12 日	新型 平成 28 年 11 月 1 日 継続 平成 30 年 11 月 1 日
車両総重量 8t 超 20t 以下 トラック	平成 24 年 3 月 12 日	新型 平成 30 年 11 月 1 日 継続 令和 3 年 11 月 1 日
車両総重量 3.5t 超 8t 以下 トラック	平成 26 年 2 月 13 日	新型 令和 1 年 11 月 1 日 継続 令和 3 年 11 月 1 日
車両総重量 13t 超 トラクタ	平成 24 年 3 月 12 日	新型 平成 26 年 11 月 1 日 継続 平成 30 年 9 月 1 日
車両総重量 12t 超 バス	平成 25 年 11 月 12 日	新型 平成 26 年 11 月 1 日 継続 平成 29 年 9 月 1 日
車両総重量 12t 以下 バス	平成 25 年 11 月 12 日	新型 令和 1 年 11 月 1 日 継続 令和 3 年 11 月 1 日
乗用車、二輪車など	なし	なし

※初めて保安基準の規定が施行された日を記載しており、その後の改正されている場合がある

表：自動命令型操舵機能

対象	施行	装着義務
自動操舵機能を備える自動車（二輪車など除く。）	平成 29 年 10 月 10 日	なし

※令和 1 年 11 月現在、Category B2, D, E は含まれない

(注) この資料は、参考として国土交通省で作成をしているものです。
正式なものは官報に掲載をされているものとなりますので、ご注意ください。

○国土交通省令第六号

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の施行に伴い、並びに同法附則第二十条第一項及び第二項、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十八条第一項、第四十九条第一項第五号及び第二項、第五十四条第四項（同法第七十一条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十七条の二、第六十三条の三第一項第三号及び第二項第三号、第七十四条の三第一項、第七十五条第一項、第八十条第一項第一号、第八十一条第一項第四号、第八十九条第一項、第九十一条第一項第五号、第九十一条の三、第九十四条第一項及び第二項、第九十四条の四第一項、第九十四条の五第一項、第一百四条並びに総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二条の二第十項及び第十二項において準用する道路運送車両法第九十四条の十の規定に基づき、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月六日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第一条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する

改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	改正前
<p>目次 第一章～第六章 (略) 第七章 自動車特定整備事業 (第五十五条―第六十二条の二の二) 第七章の二～第八章 (略) 附則</p> <p>(特定整備の定義) 第三条 法第四十九条第二項の特定整備とは、第一号から第七号までのいずれかに該当するもの(以下「分解整備」という。)又は第八号若しくは第九号に該当するもの(以下「電子制御装置整備」という。)をいう。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 次に掲げるもの(以下「運行補助装置」という。)の取り外し、取付位置若しくは取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造(かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれがあるもの限り、次号に掲げるものを除く。)</p> <p>イ 自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー</p> <p>ロ イに規定するセンサーから送信された情報を処理するための電子計算機</p> <p>ハ イに規定するセンサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラス</p> <p>九 自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造その他の当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造</p> <p>(許可基準)</p>	<p>目次 第一章～第六章 (略) 第七章 自動車分解整備事業 (第五十五条―第六十二条の二の二) 第七章の二～第八章 (略) 附則</p> <p>(分解整備の定義) 第三条 法第四十九条第二項の分解整備とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(許可基準)</p>

第二十六条の二 地方運輸局長は、回送運行の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一・二 (略)

三 自動車の製作、陸送、販売又は特定整備を業とする者であること。

(基準適合性審査に必要な技術上の情報)

第四十五条の四 法第七十四条の三第一項の国土交通省令で定める技術

上の情報は、次の各号に掲げるものとする。

一 道路運送車両の保安基準に定めのあるものであつて自動車の故障の状態を識別するための番号、記号その他の符号

二 前号の符号を記録する装置との通信により当該符号を取得するための情報

(軽自動車検査協会の事務所の管轄区域)

第四十六条 軽自動車検査協会は、法第七十四条の三第一項の規定により軽自動車の検査事務を行うこととなつた場合においては、その事務を行う事務所ごとに管轄区域を定め、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(検査対象軽自動車の検査の申請等)

第四十七条 (略)

2 前項各号に掲げる軽自動車の検査事務に係る申請等以外の申請等は、最寄りの軽自動車検査協会の事務所に対してしなければならない。

(使用者等への周知の措置)

第五十一条 法第六十三条の三第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号及び第二号に掲げる事項を自動車の使用者及び自動

第二十六条の二 地方運輸局長は、回送運行の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一・二 (略)

三 自動車の製作、陸送、販売又は分解整備を業とする者であること。

(新設)

(軽自動車検査協会の事務所の管轄区域)

第四十六条 軽自動車検査協会は、法第七十四条の三第一項の規定により軽自動車の検査事務を行なうこととなつた場合においては、その事務を行なう事務所ごとに管轄区域を定め、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(検査対象軽自動車の検査の申請等)

第四十七条 (略)

2 前項各号に掲げる軽自動車の検査事務に係る申請等以外の申請等は、もよりの軽自動車検査協会の事務所に対してしなければならない。

(使用者等への周知の措置)

第五十一条 法第六十三条の三第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号及び第二号に掲げる事項を自動車の使用者及び自動

車特定整備事業者に周知させるための措置とする。

- 2 法第六十二条の三第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号及び第二号に掲げる事項を特定後付装置の使用者、自動車特定整備事業者及び特定後付装置の販売業者に周知させるための措置とする。

第七章 自動車特定整備事業

(認証基準)

第五十七条 法第八十条第一項第一号の事業場の設備及び従業員の基準は、次のとおりとする。

- 一 事業場は、常時特定整備をしようとする自動車を収容することができる十分な場所を有し、かつ、次に掲げる作業場及び別表第四に掲げる規模の車両置場を有するものであること。

イ 分解整備を行う場合にあつては、別表第四に掲げる規模の屋内作業場

ロ 電子制御装置整備を行う場合にあつては、別表第四に掲げる規模の電子制御装置点検整備作業場。ただし、電子制御装置点検整備作業場は、屋内作業場（車両整備作業場及び点検作業場に限り、次号において同じ。）と兼用することができる。

二 屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の天井の高さは、対象とする自動車について特定整備又は点検を実施するのに十分であること。

三 屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の床面は、平滑に舗装されていること。

四 (略)

五 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、法第五十七条の二第二項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報（第三条第九号の自動車の整備又は改造を行わない場合にあつては、自動運行装置に係るものを除く。）及び運行補助装置の機能の調整（第六十二条

車分解整備事業者に周知させるための措置とする。

- 2 法第六十二条の三第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号及び第二号に掲げる事項を特定後付装置の使用者、自動車分解整備事業者及び特定後付装置の販売業者に周知させるための措置とする。

第七章 自動車分解整備事業

(認証基準)

第五十七条 法第八十条第一項第一号の事業場の設備及び従業員の基準は、次のとおりとする。

- 一 事業場は、常時分解整備をしようとする自動車を収容することができる十分な場所を有し、且つ、別表第四に掲げる規模の屋内作業場及び車両置場を有するものであること。

(新設)

(新設)

二 屋内作業場のうち、車両整備作業場及び点検作業場の天井の高さは、対象とする自動車について分解整備又は点検を実施するのに十分であること。

三 屋内作業場の床面は、平滑に舗装されていること。

四 (略)

(新設)

の二の二第一項第六号において「エーミング作業」という。）に必要な機器を入手することができる体制を有すること。

六 事業場には、二人以上の特定整備に従事する従業員を有すること。

七 事業場において特定整備に従事する従業員について、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たすこと。

イ 分解整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。） 少なくとも一人の自動車整備士技能検定期の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあつては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。ハ前段並びに第六十二条の二の二第一項第七号イ及びハにおいて同じ。）に合格した者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を四で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。）以上であること。

ロ 電子制御装置整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。） 少なくとも一人の自動車整備士技能検定期の規定による一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。ハ前段並びに第六十二条の二の二第一項第七号ロ及びハにおいて同じ。）に合格した者又は同規則の規定による一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者を有し、かつ、一級、二級若しくは三級の自動車整備士、自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を四で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。）以上であること。

ハ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場 少なくとも一人

五 事業場には、二人以上の分解整備に従事する従業員を有すること。

六 事業場において分解整備に従事する従業員のうち、少なくとも一人の自動車整備士技能検定期の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあつては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。第六十二条の二の二第一項第五号において同じ。）に合格した者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を四で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。）以上であること。

の一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は同規則の規定による一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を四で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。）以上であること。

（変更届出事項）

第五十八条 法第八十一条第一項第四号に規定する事業場の設備は、屋内作業場若しくは電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行の長さとする。

（特定整備記録簿の記載事項）

第六十二条の二 法第九十一条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特定整備時の総走行距離
- 二 第六十二条の二の二第一項第七号に規定する整備主任者の氏名
- 三 自動車特定整備事業者の氏名又は名称及び事業場の所在地並びに認証番号

（自動車特定整備事業者の遵守事項）

第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四 （略）

五 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、当該電子制御装置整備を適切に実施するため、法第五十七条の二第一項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づき、必要な点検及び整備を実施すること。

（変更届出事項）

第五十八条 法第八十一条第一項第四号に規定する事業場の設備は、屋内作業場の面積又は間口若しくは奥行の長さとする。

（分解整備記録簿の記載事項）

第六十二条の二 法第九十一条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 分解整備時の総走行距離
- 二 第六十二条の二の二第一項第五号に規定する整備主任者の氏名
- 三 自動車分解整備事業者の氏名又は名称及び事業場の所在地並びに認証番号

（自動車分解整備事業者の遵守事項）

第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四 （略）

（新設）

五 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、当該電子制御装置整備を適切に実施するため、法第五十七条の二第一項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づき、必要な点検及び整備を実施すること。

六 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講じること。

七 事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であつて、かつ、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める者のうち少なくとも一人に特定整備及び法第九十一条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること（自ら統括管理する場合を含む。）を、ただし、当該事項を統括管理する者（以下「整備主任者」という。）は、他の事業場の整備主任者になることができない。

イ 分解整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。） 一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者

ロ 電子制御装置整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）

一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

ハ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場 一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

八 略

2 自動車特定整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車特定整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあつた日から十五日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

一 略

3 前項の届出書には、同項第三号の者が一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定（第一項第七号ロ及びハに掲げる事業場にあつては、

（新設）

五 事業場ごとに、当該事業場において分解整備に従事する従業員であつて一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者のうち少なくとも一人に分解整備及び法第九十一条の分解整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること（自ら統括管理する場合を含む。）を、ただし、当該事項を統括管理する者（以下「整備主任者」という。）は、他の事業場の整備主任者になることができない。

六 略

2 自動車分解整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車分解整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあつた日から十五日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

一 略

3 前項の届出書には、同項第三号の者が一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格したことを証する書面を添付しなければならない。

一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に限る。）に合格したこと又は電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したこと（前項第三号の者が第一項第七号ロ及びハに掲げる事業場の統括管理業務を行う場合に限る。）を証する書面を添付しなければならない。

別表第四（第五十七条関係）

事業の種類	特定整備の種類		屋内作業場の規模の基準				電子制御装置点検の基準（括弧内は屋内の規模の基準）		車両置場の規模の基準	
	対象とする自動車の種類	対象とする整備の種類	車両整備作業場	部品整備作業場	点検作業場	整備作業場の規模の基準	屋内の規模の基準	車両置場の規模の基準	車両置場の規模の基準	
普通自動車（車両総重量が8トン以上のもの、最大の積載量が5トン以上のもの） 又は乗車定員が30人以上のものに限る。）	分解整備	原動機	間口	奥行	間口	奥行	間口	奥行	間口	奥行
			5メートル以上	13メートル以上	12平方メートル以上	5メートル以上	13メートル以上	3.5メートル以上	11メートル以上	
			5メートル以上	12メートル以上	7平方メートル以上	5メートル以上	12メートル以上	3.5メートル以上	11メートル以上	
			5メートル以上	12メートル以上	7平方メートル以上	5メートル以上	12メートル以上	3.5メートル以上	11メートル以上	
			5メートル以上	12メートル以上	7平方メートル以上	5メートル以上	12メートル以上	3.5メートル以上	11メートル以上	
			5メートル以上	12メートル以上	7平方メートル以上	5メートル以上	12メートル以上	3.5メートル以上	11メートル以上	
			5メートル以上	12メートル以上	7平方メートル以上	5メートル以上	12メートル以上	3.5メートル以上	11メートル以上	
			5メートル以上	12メートル以上	7平方メートル以上	5メートル以上	12メートル以上	3.5メートル以上	11メートル以上	
			5メートル以上	12メートル以上	7平方メートル以上	5メートル以上	12メートル以上	3.5メートル以上	11メートル以上	
			5メートル以上	12メートル以上	7平方メートル以上	5メートル以上	12メートル以上	3.5メートル以上	11メートル以上	
普通自動車（車両総重量が8トン以上のもの、最大の積載量が5トン以上のもの） 又は乗車定員が30人以上のものに限る。）	電子制御装置整備	運行補助装置	間口	奥行	間口	奥行	間口	奥行	間口	奥行
			3.5メートル以上	12.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	12.5メートル以上	5メートル以上	16メートル以上	
			3.5メートル以上	12.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	12.5メートル以上	5メートル以上	16メートル以上	
			3.5メートル以上	12.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	12.5メートル以上	5メートル以上	16メートル以上	
			3.5メートル以上	12.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	12.5メートル以上	5メートル以上	16メートル以上	
			3.5メートル以上	12.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	12.5メートル以上	5メートル以上	16メートル以上	
			3.5メートル以上	12.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	12.5メートル以上	5メートル以上	16メートル以上	
			3.5メートル以上	12.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	12.5メートル以上	5メートル以上	16メートル以上	
			3.5メートル以上	12.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	12.5メートル以上	5メートル以上	16メートル以上	
			3.5メートル以上	12.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	12.5メートル以上	5メートル以上	16メートル以上	

別表第四（第五十七条関係）

事業の種類	分解整備の種類		屋内作業場の規模の基準				車両置場の規模の基準		
	対象とする自動車の種類	対象とする整備の種類	車両整備作業場	部品整備作業場	点検作業場	整備作業場の規模の基準	屋内の規模の基準		
普通自動車（車両総重量が8トン以上のもの、最大の積載量が5トン以上のもの） 又は乗車定員が30人以上のものに限る。）	原動機	動力伝達装置	間口	奥行	間口	奥行	間口	奥行	
			5メートル以上	13メートル以上	12平方メートル以上	5メートル以上	13メートル以上	3.5メートル以上	11メートル以上
			5メートル以上	12メートル以上	7平方メートル以上	5メートル以上	12メートル以上	3.5メートル以上	11メートル以上
			5メートル以上	12メートル以上	7平方メートル以上	5メートル以上	12メートル以上	3.5メートル以上	11メートル以上
			5メートル以上	12メートル以上	7平方メートル以上	5メートル以上	12メートル以上	3.5メートル以上	11メートル以上
			5メートル以上	12メートル以上	7平方メートル以上	5メートル以上	12メートル以上	3.5メートル以上	11メートル以上
			5メートル以上	12メートル以上	7平方メートル以上	5メートル以上	12メートル以上	3.5メートル以上	11メートル以上
			5メートル以上	12メートル以上	7平方メートル以上	5メートル以上	12メートル以上	3.5メートル以上	11メートル以上
			5メートル以上	12メートル以上	7平方メートル以上	5メートル以上	12メートル以上	3.5メートル以上	11メートル以上
			5メートル以上	12メートル以上	7平方メートル以上	5メートル以上	12メートル以上	3.5メートル以上	11メートル以上
普通自動車（車両総重量が8トン以上のもの、最大の積載量が5トン以上のもの） 又は乗車定員が30人以上のものに限る。）	走行装置	連結装置	間口	奥行	間口	奥行	間口	奥行	
			3.5メートル以上	12.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	12.5メートル以上	5メートル以上	16メートル以上
			3.5メートル以上	12.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	12.5メートル以上	5メートル以上	16メートル以上
			3.5メートル以上	12.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	12.5メートル以上	5メートル以上	16メートル以上
			3.5メートル以上	12.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	12.5メートル以上	5メートル以上	16メートル以上
			3.5メートル以上	12.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	12.5メートル以上	5メートル以上	16メートル以上
			3.5メートル以上	12.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	12.5メートル以上	5メートル以上	16メートル以上
			3.5メートル以上	12.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	12.5メートル以上	5メートル以上	16メートル以上
			3.5メートル以上	12.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	12.5メートル以上	5メートル以上	16メートル以上
			3.5メートル以上	12.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	12.5メートル以上	5メートル以上	16メートル以上

普通自動車 (最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものに限り、上欄に掲げるものを除く。)	分解整備	原動機	5メートル以上	10メートル以上	12平方メートル以上	5メートル以上	10メートル以上	3メートル以上	13メートル以上	3.5メートル以上	8メートル以上			
			トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上		
			5メートル以上	9メートル以上	7平方メートル以上	5メートル以上	9メートル以上	5メートル以上	9メートル以上	3.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	9.5メートル以上	
			トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	
			上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	
			動力伝達装置	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	
			走行装置	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	
			操縦装置											
			制動装置											
			緩衝装置											
連結装置	3.5メートル以上	9.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	9.5メートル以上	3.5メートル以上	9.5メートル以上	3.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	9.5メートル以上			

大型特殊自動車 (又は普通自動車 (最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものに限り、上欄に掲げるものを除く。))	原動機	5メートル以上	10メートル以上	12平方メートル以上	5メートル以上	10メートル以上	3.5メートル以上	13メートル以上	3.5メートル以上	8メートル以上		
		トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	
		5メートル以上	9メートル以上	7平方メートル以上	5メートル以上	9メートル以上	5メートル以上	9メートル以上	3.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	
		トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上
		上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	
		動力伝達装置	5メートル以上	9メートル以上	7平方メートル以上	5メートル以上	9メートル以上	5メートル以上	9メートル以上	3.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上
		走行装置	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
		操縦装置										
		制動装置										
		緩衝装置										
連結装置	3.5メートル以上	9.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	9.5メートル以上	3.5メートル以上	9.5メートル以上	3.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上		

三輪の 小型自動 車		四輪の 小型自動 車								
電子制御 装置 整備	運行補助 装置	4メートル 以上	8メートル 以上	8平方メートル 以上	4メートル 以上	8メートル 以上	2.5メートル 以上 (2.5メートル 以上)	6メートル 以上 (3メートル 以上)	3メートル 以上	5.5 メートル 以上
	自動運行 装置									
分解整 備	原動機	4メートル 以上	8メートル 以上	8平方メートル 以上	4メートル 以上	8メートル 以上		3メートル 以上	5.5 メートル 以上	
	動力伝達 装置	4メートル 以上	6メートル 以上	5平方メートル 以上	4メートル 以上	6メートル 以上				
		走行装置								

小型自動車特定整備事業

三輪の 小型自動 車		四輪の 小型自動 車								
電子制御 装置 整備	運行補助 装置	4メートル 以上	8メートル 以上	8平方メートル 以上	4メートル 以上	8メートル 以上	2.5メートル 以上 (2.5メートル 以上)	6メートル 以上 (3メートル 以上)	3メートル 以上	5.5 メートル 以上
	自動運行 装置									
分解整 備	原動機	4メートル 以上	8メートル 以上	8平方メートル 以上	4メートル 以上	8メートル 以上		3メートル 以上	5.5 メートル 以上	
	動力伝達 装置	4メートル 以上	6メートル 以上	5平方メートル 以上	4メートル 以上	6メートル 以上				
		走行装置								

小型自動車分経整備事業

整自動車

二輪の 小型自動 車	分解整 備	原動機	3.5メー	5メー	6.5平方	3.5メー	5メー	2.5	2.5		
			トル	トル以	メートル	トル以	トル				
			上	上	上	上	トル				
			走行装置	動力伝達	装置	制動装置	操縦装置			緩衝装置	連結装置
			以上	3.5メー	4.4メー	トル	上			上	上
			トル	トル	メートル	トル	トル			トル	トル
			以上	4.4メー	4.5平方	トル	トル			トル	トル
			以上	4.4メー	4.7メー	トル	トル			トル	トル
			以上	4.4メー	4.7メー	トル	トル			トル	トル
			以上	4.4メー	4.7メー	トル	トル			トル	トル

整自動車

二輪の 小型自動 車	分解整 備	原動機	3.5メー	5メー	6.5平方	3.5メー	5メー	2.5	2.5		
			トル	トル以	メートル	トル以	トル				
			上	上	上	上	トル				
			走行装置	動力伝達	装置	制動装置	操縦装置			緩衝装置	連結装置
			以上	3.5メー	4.4メー	トル	上			上	上
			トル	トル	メートル	トル	トル			トル	トル
			以上	4.4メー	4.5平方	トル	トル			トル	トル
			以上	4.4メー	4.7メー	トル	トル			トル	トル
			以上	4.4メー	4.7メー	トル	トル			トル	トル
			以上	4.4メー	4.7メー	トル	トル			トル	トル

特定整備事業	電子制御装置	以上	以上	以上	以上	以上	2メートル以上 (2メートル以上)	5.5メートル以上 (4メートル以上)
	運行補助装置							
	自動運行装置							

備考

二以上の種類の特定整備を行う事業場の屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の規模は、該当する特定整備の種類ごとに定められている基準のすべてに適合するものでなければならない。

別表第五 (第五十七条関係)

対象とする整備の種類 対象とする装置の種類	分解整備						電子制御装置整備		小型自動車分解整備 並で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、第1号、第3号及び第4号に掲げるものを除く。
	原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝連結装置	運行補助装置	自動運行装置	
作業機械等									
(1) フレス	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) エア・コンプレッサ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業機	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) チェーン・フロッグ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
機	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) ジャッキ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
機	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(5) バイパス	○	○	○	○	○	○	○	○	○
機	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(6) 充電器	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業計器	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(1) ノギス	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) トルク・レンチ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 水準器	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(1) サーキット・テスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 比重計	○	○	○	○	○	○	○	○	○

分解整備事業									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考

二以上の種類の分解整備を行う事業場の屋内作業場及び車両置場の規模は、該当する分解整備の種類ごとに定められている基準のすべてに適合するものでなければならない。

別表第五 (第五十七条関係)

対象とする整備の種類 対象とする装置の種類	原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝連結装置	小型自動車分解整備 並で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、第1号、第3号及び第4号に掲げるものを除く。
	作業機械等						
(1) フレス	○	○	○	○	○	○	○
(2) エア・コンプレッサ	○	○	○	○	○	○	○
作業機	○	○	○	○	○	○	○
(3) チェーン・フロッグ	○	○	○	○	○	○	○
機	○	○	○	○	○	○	○
(4) ジャッキ	○	○	○	○	○	○	○
機	○	○	○	○	○	○	○
(5) バイパス	○	○	○	○	○	○	○
機	○	○	○	○	○	○	○
(6) 充電器	○	○	○	○	○	○	○
作業計器	○	○	○	○	○	○	○
(1) ノギス	○	○	○	○	○	○	○
(2) トルク・レンチ	○	○	○	○	○	○	○
(3) 水準器	○	○	○	○	○	○	○
(1) サーキット・テスト	○	○	○	○	○	○	○
(2) 比重計	○	○	○	○	○	○	○

の場合において、対象とする自動車の種類は、次の区分により表示すること。

普通自動車 (大型) (普通自動車のうち車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員30人以上のものを対象とする場合に限る。)

普通自動車 (中型) (普通自動車のうち最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものであって、普通自動車 (大型) 以外のものを対象とする場合に限る。)

普通自動車 (小型) (普通自動車のうち貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、靈きゅう自動車その他特種の用途に供するものであって、普通自動車 (大型) 及び普通自動車 (中型) 以外のものを対象とする場合に限る。)

普通自動車 (乗用) (普通自動車のうち普通自動車 (大型) 及び普通自動車 (中型) 及び普通自動車 (小型) 以外のものを対象とする場合に限る。)

小型四輪自動車
小型三輪自動車
小型二輪自動車
軽自動車
大型特殊自動車

(2) 自動車特定整備事業の種類が二種類以上にわたるものにあつては、普通自動車特定整備事業の「小型」の文字は、図示の寸法にかかわらず、縦25ミリメートルとする。

の場合において、対象とする自動車の種類は、次の区分により表示すること。

普通自動車 (大型) (普通自動車のうち車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員30人以上のものを対象とする場合に限る。)

普通自動車 (中型) (普通自動車のうち最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものであって、普通自動車 (大型) 以外のものを対象とする場合に限る。)

普通自動車 (小型) (普通自動車のうち貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、靈きゅう自動車その他特種の用途に供するものであって、普通自動車 (大型) 及び普通自動車 (中型) 以外のものを対象とする場合に限る。)

普通自動車 (乗用) (普通自動車のうち普通自動車 (大型) 及び普通自動車 (中型) 及び普通自動車 (小型) 以外のものを対象とする場合に限る。)

小型四輪自動車
小型三輪自動車
小型二輪自動車
軽自動車
大型特殊自動車

(2) 自動車分解整備事業の種類が二種類以上にわたるものにあつては、普通自動車分解整備事業の「小型」の文字は、図示の寸法にかかわらず、縦25ミリメートルとする。

<p>(3) <u>対象とする整備の種類又は装置を限定する場合は、図示の例により、その旨を表示すること。</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>標識の塗色は、第三条第一号から第七号までに掲げる分解整備の全部及び電子制御装置整備を行う事業場のものにあつては若草色地に黒文字、それ以外のものにあつては橙黄色地に黒文字とし、標章は赤色とすること。</u></p> <p>第二十二号様式 (証票) (第六十五条関係) (裏)</p> <p>(道路運送車両法抜粋)</p> <p>第100条 当該行政庁は、第75条の6第1項に定めるもののほか、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>自動車特定整備事業者</u> (12)～(16) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第110条 (略)</p>	<p>(3) <u>対象とする装置を限定する場合は、図示の例により、その旨を表示すること。</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>標識の塗色は、橙黄色地に黒文字とし、標章は赤色とすること。</u></p> <p>第二十二号様式 (証票) (第六十五条関係) (裏)</p> <p>(道路運送車両法抜粋)</p> <p>第100条 当該行政庁は、第75条の6第1項に定めるもののほか、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>自動車分解整備事業者</u> (12)～(16) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第110条 (略)</p>
--	--

(自動車点検基準の一部改正)

第二条 自動車点検基準(昭和二十六年運輸省令第七十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。

）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	改正前
<p>(定期点検基準)</p> <p>第二条 法第四十八条第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車(二輪自動車を除く。別表第五)</p> <p>四 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車(二輪自動車に限る。別表第五の二)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>(点検整備記録簿の記載事項等)</p> <p>第四条 法第四十九条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 点検又は特定整備時の総走行距離</p> <p>三 (略)</p> <p>2 点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から、第二条第一号から第四号までに掲げる自動車にあつては一年間、同条第五号及び第六号に掲げる自動車にあつては二年間とする。</p> <p>(点検等の勧告に係る基準)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 法第五十四条第四項の国土交通省令で定める点検(法第七十一条の二第二項において準用する場合を含む。)は、次の各号に掲げる自動</p>	<p>(定期点検基準)</p> <p>第二条 法第四十八条第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車 別表第五</p> <p>(新設)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>(点検整備記録簿の記載事項等)</p> <p>第四条 法第四十九条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 点検又は分解整備時の総走行距離</p> <p>三 (略)</p> <p>2 点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から、第二条第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては一年間、同条第四号及び第五号に掲げる自動車にあつては二年間とする。</p> <p>(点検等の勧告に係る基準)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 法第五十四条第四項の国土交通省令で定める点検(法第七十一条の二第二項において準用する場合を含む。)は、次の各号に掲げる自動</p>

車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車(二輪自動車を除く。

別表第五に定める十二月ごとに行う点検

四 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車(二輪自動車に限る。

別表第五の二に定める十二月ごとに行う点検

五 (略)

六 (略)

(自動車の点検及び整備に関する情報)

第七条 法第五十七条の二第一項の規定による自動車の型式に固有の技術上の情報の提供は、次に定めるところにより行うものとする。

一 当該自動車の販売を開始した日から六月以内に行うこと。

二 自動車特定整備事業者又は使用者が容易に入手できる方法により行うこと。ただし、少数生産車であること等により当該提供を受ける者が限定される場合又は次項(第二号に係る部分に限る。)の規定により情報を提供する場合にあつては、この限りでない。

三 自動車特定整備事業者又は使用者が第三項第三号に規定する作業機械(自動車製作者等が自ら製作、販売、授与又は貸与するものに限る。)の情報をを用いて点検及び整備をすることができるよう、当該作業機械を提供すること。

四 提供した情報を変更したときは、これを周知させるための措置を講ずること。

2 前項の規定による提供は、次のとおりとすることができる。

一 有償(合理的かつ妥当な金額であつて、不当に差別的でないものに限る。)とすること。

二 自動運行装置その他点検及び整備のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用する装置に係る情報を提供する場合にあつては、当該情報の提供を受ける者を、当該情報に基づく点検及び整備を適確に実施するに足りる能力及び体制を有することが確認された

車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車 別表第五に定める十二月ごとに行う点検

(新設)

四 (略)

五 (略)

(自動車の点検及び整備に関する情報)

第七条 法第五十七条の二の国土交通省令で定める技術上の情報は、点検(法第四十七条の二及び第四十八条の規定によるものを除く。)の箇所、時期及び実施の方法並びに当該点検の結果必要となる整備の実施の方法とする。

者に限ること。

三 当該自動車の流通の状況からみて当該提供を受ける者が著しく少数となつた場合においては、当該提供を終了すること。

3 法第五十七条の二第一項の国土交通省令で定める技術上の情報は、次に掲げるものとする。ただし、自動車の点検及び整備の目的以外の目的で使用されることにより、当該自動車について保安上及び公害防止上支障があるものとして国土交通大臣が定めるものを除く。

- 一 自動車の故障の状態を識別するための番号、記号その他の符号
- 二 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第四十五条の四第二号に規定する装置の構造及び作動条件に関する情報

三 法第四十九条第二項に規定する特定整備に必要な自動車の構造及び装置に関する情報、点検及び整備の実施の方法に関する情報並びに作業機械の情報

四 前三号に掲げるもののほか、自動車の点検及び整備の適切な実施のために必要なものとして国土交通大臣が定める情報

第八条 法第五十七条の二第二項の国土交通省令で定める技術上の情報は、点検（法第四十七条の二及び第四十八条の規定によるものを除く。）の箇所、時期及び実施の方法並びに当該点検の結果必要となる整備の実施の方法とする。

別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検時期	3 月ごと	12 月ごと
点検箇所	(略)	(3月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
(略)	(略)	(略)
警告器、窓拭き器、洗浄液噴射装置、デ		作用

（新設）

別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検時期	3 月ごと	12 月ごと
点検箇所	(略)	(3月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
(略)	(略)	(略)
警告器、窓拭き器、洗浄液噴射装置、デ		作用

フロスタ及び施錠装置	(略)	(略)
その他	シヤン各部の給油脂状態	(※5) (※6) 車載式故障診断装置の診断の結果

(注) ①～④ (略)

⑤ (※5) 印の点検は、大型特殊自動車を除く。

⑥ (※6) 印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ（かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。）、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第74号）に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。）の点検をもって代えることができる。

別表第5（自家用貨物自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検時期	6 月 ごと	12 月 ごと
点検箇所	(略)	(6月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
(略)	(略)	(略)
警告器、窓拭き器、洗淨液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置		作用
(略)	(略)	(略)
その他	シヤン各部の給油脂状態	(※6) (※7) 車載式故

フロスタ及び施錠装置	(略)	(略)
その他	シヤン各部の給油脂状態	

(注) ①～④ (略)

(新設)

(新設)

別表第5（自家用貨物自動車等の定期点検基準）（第二条関係）

点検時期	6 月 ごと	12 月 ごと
点検箇所	(略)	(6月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
(略)	(略)	(略)
警告器、窓拭き器、洗淨液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置		作用
(略)	(略)	(略)
その他	シヤン各部の給油脂状態	

故障診断装置 の診断の結果	
------------------	--

(注) ①～⑤ (略)

⑥ ※6) 印の点検は、大型特殊自動車を除く。
 ⑦ ※7) 印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ（かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。）、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示（道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。）の点検をもって代えることができる。

別表第5の2（有償で貸し渡し専用二輪自動車等の定期点検基準）（
 第二条、第五条関係）

点検時期	6 月 ごと		12 月 ごと （6 月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
	点検箇所	操作具合	
かじ取り装置	ハンドバル	1 損傷	
	フロント・フオーク	ステアリング・ステムの軸受部のがた	2 ステアリング・ステムの取付状態
制動装置	1 遊ぶ		
	ブレーキ・ペダル及びブレーキ・レバー	2 ブレーキの効き具合	
その他	2 緩み、がた及び損傷		
	ロットド及びクレーン類		

故障診断装置 の診断の結果	
------------------	--

(注) ①～⑤ (略)

(新設)
 (新設)

(新設)

ホース及びパ イプ	漏れ、損傷及び取付状態	機能、摩耗及び損傷
ブレーキ・ド ラム及びブ レーキ・シ ュー	(※1) 1 ドラムとライ ニングとのす き間 ^{レキ} (※1) 2 シューの摺動部 分及びライ ニングの摩 耗	ドラムの摩 耗及び損傷
走行装 置	(※1) 1 デイスクとパ ッドとのす き間 (※1) 2 パッドの摩 耗	デイスクの 摩耗及び損 傷
緩衝装 置	(※1) 1 タイヤの状態 2 ホイール・ナ ット及びホ イール・ボ ルトの緩み (※1) 3 フロ ント・ホイ ール・ベア リングのが た (※1) 4 リ ヤ・ホイ ール・ベア リングのが た	連結部のが た及びブ ームの損 傷
動力	クラッチ・ レバーの遊 び (※1) 油漏れ 及び油量	油漏れ及び 損傷
トランスミ ット		作用

伝達装置	シヨソ		継手部のがた
	プロペラ・シヤフト及びトライブ・シヤフト		
電気装置	チェーン及びスプロケット	1 チェーンの緩み 2 スプロケットの取付状態及び摩耗	
	ドライブ・ベルト	(※1) 摩耗及び損傷	
原動機	点火装置	(※1) (※2) 1 点火プラグの状態 2 点火時期	
	電氣配線	ターミナル部の接続状態	接続部の緩み及び損傷
ばい煙	本体	(※1) 1 エア・クリーナ・エレメントの状態 2 低速及び加速の状態 3 排気の状態	
	潤滑装置	油漏れ	
	燃料装置	1 燃料漏れ 2 リンク機構の状態 3 スロットル・バルブ及びチヨーク・バルブの作動状態	
	冷却装置	水漏れ	
ばい煙	フローバイ・ガス還元装置		配管の損傷
煙	燃料蒸発ガス		1 配管等の損傷

、 悪臭の あるガ ス、有 害なガ ス等の 発散防 止装 置	排出抑制装置		2 チヤコール・キャニスタ の詰まり及び損傷 3 チェック・バルブの機能
	一酸化炭素等 発散防止装置		1 二次空気供給装置の機能 2 配管の損傷及び取付状態
エグゾースト・パイ プ及びマフ ラ	取付けの緩み及び損傷	マフラの機能	
フレーム	緩み及び損傷		
その他	シヤシ各部の給油脂状態		

(注) ① (※1) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が6月当たり1千5百キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされている時期に当該点検を行わなかった場合を

- 除き、行わないことができる。
- ② (※2) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

別表第6 (自家用乗用自動車等の定期点検基準) (第二条、第五条関係)

点検時期	1年ごと	2年ごと (1年ごとの点検に次の点検を加えたもの)
点検箇所		
(略)	(略)	(略)
車体及び車枠	(略)	緩み及び損傷
その他	(※3) 車載式故障診断装置の診断の結果	

(注) ①～③ (略)

- ④ (※3) 印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ(かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。)、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示(道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。)の点検をもって代えることができる。

別表第7 (二輪自動車の定期点検基準) (第二条、第五条関係)

点検時期	1年ごと	2年ごと (1年ごとの点検に次の点検を加えたもの)
点検箇所		
(略)	(略)	(略)
ばね	フローバイ・	(略)

別表第6 (自家用乗用自動車等の定期点検基準) (第二条関係)

点検時期	1年ごと	2年ごと (1年ごとの点検に次の点検を加えたもの)
点検箇所		
(略)	(略)	(略)
車体及び車枠	(略)	緩み及び損傷

(注) ①～③ (略)
(新設)

別表第7 (二輪自動車の定期点検基準) (第二条関係)

点検時期	1年ごと	2年ごと (1年ごとの点検に次の点検を加えたもの)
点検箇所		
(略)	(略)	(略)
ばね	フローバイ・ガ	(略)

い 煙、 悪臭の あるガ ス、有 害なガ ス等の 発散防 止装置	ガス還元装置		(略)
	燃料蒸発ガス 排出抑制装置 一酸化炭素等 発散防止装置		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(注) ①～③ (略)			
い 煙、 悪臭の あるガ ス、有 害なガ ス等の 発散防 止装置	ガス還元装置		(略)
	燃料蒸発ガス 排出抑制装置 一酸化炭素等 発散防止装置		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(注) ①～③ (略)			

(優良自動車整備事業者認定規則の一部改正)

第三条 優良自動車整備事業者認定規則(昭和二十六年運輸省令第七十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	改正前
<p>(認定の種類)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 特殊整備工場の認定は、別表に定める作業区分ごとに行う。</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 自動車特定整備事業の認証を受けている者にあつては、認証を受けた自動車特定整備事業の種類及び認証番号並びに法第七十八条第二項の規定により対象とする自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定を受けている場合にあつてはその内容を記載した書面</p> <p>(一種整備工場に係る基準)</p> <p>第五条 一種整備工場に係る国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第四十八条第一項の点検に附随して行われる全ての整備作業が実施できること。ただし、次に掲げる作業(道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第三条に規定する電子制御装置整備に該当するものを除く。)は、他に委託してもよい。</p> <p>イ 五 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 機械、建家、敷地その他整備に必要な施設を備え、かつ、これらが合理的に配置されていること。</p> <p>四 七 (略)</p> <p>八 事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行っていること。</p>	<p>(認定の種類)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 特殊整備工場の認定は、別表に定める作業区分ごとに行なう。</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 自動車分解整備事業の認証を受けている者にあつては、認証を受けた自動車分解整備事業の種類及び認証番号並びに法第七十八条第二項の規定により対象とする自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定を受けている場合にあつてはその内容を記載した書面</p> <p>(一種整備工場に係る基準)</p> <p>第五条 一種整備工場に係る国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第四十八条第一項の点検に附随して行なわれるすべての整備作業が実施できること。ただし、次に掲げる作業は、他に委託してもよい。</p> <p>イ 五 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 機械、建家、敷地その他整備に必要な施設を備え、且つ、これらが合理的に配置されていること。</p> <p>四 七 (略)</p> <p>八 事業の基礎が強固であり、且つ、健全な経営を行っていること。</p>

(二種整備工場に係る基準)

第六条 二種整備工場に係る国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第四十八条第一項の点検に附随して行われる整備作業（原動機を解体して行う整備作業を除く。）が実施できること。ただし、次に掲げる作業（道路運送車両法施行規則第三条に規定する電子制御装置整備に該当するものを除く。）は、他に委託してもよい。

イ〜リ (略)

二 (略)

(特殊整備工場に係る基準)

第七条 特殊整備工場に係る国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 別表に定める作業区分に従い、当該作業区分に係る同表作業内容の欄に定める作業の全てが実施できること。

二 (略)

第二号様式（第八条関係）

(略)

備考 1～3 (略)

4 標識の塗色は、地色を黒色とし、文字及び標章を白色とすること（一種整備工場及び二種整備工場に限る。）。

(二種整備工場に係る基準)

第六条 二種整備工場に係る国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第四十八条第一項の点検に附随して行なわれる整備作業（原動機を解体して行なう整備作業を除く。）が実施できること。ただし、次に掲げる作業は、他に委託してもよい。

イ〜リ (略)

二 (略)

(特殊整備工場に係る基準)

第七条 特殊整備工場に係る国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 別表に定める作業区分に従い、当該作業区分に係る同表作業内容の欄に定める作業のすべてが実施できること。

二 (略)

第二号様式（第八条関係）

(略)

備考 1～3 (略)

(新設)

(自動車型式指定規則の一部改正)

第四条 自動車型式指定規則(昭和二十六年運輸省令第八十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	<p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面(申請書の写しにあつては、第四号から第九号までを除く。)を添付しなければならぬ。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>七 点検整備方式(自動車点検基準(昭和二十六年運輸省令第七十号)第七条第三項及び第八条の技術上の情報を含む。第五条の二において同じ。)を記載した書面</p> <p>八 (略)</p> <p>九 次に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあつては、当該処分に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面</p> <p>イ 一六 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
改正前	<p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面(申請書の写しにあつては、第四号から第九号までを除く。)を添付しなければならぬ。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>七 点検整備方式(自動車点検基準(昭和二十六年運輸省令第七十号)第七条の技術上の情報を含む。第五条の二において同じ。)を記載した書面</p> <p>八 (略)</p> <p>九 次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあつては、当該処分に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面</p> <p>イ 一六 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

(自動車事故報告規則の一部改正)

第五条 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第四百四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	<p>(事故警報)</p> <p>第五条 国土交通大臣又は地方運輸局長は、報告書又は速報に基づき必要があるとき、事故防止対策を定め、自動車使用者、自動車特定整備事業者その他の関係者にこれを周知させなければならない。</p>
改正前	<p>(事故警報)</p> <p>第五条 国土交通大臣又は地方運輸局長は、報告書又は速報に基づき必要があるとき、事故防止対策を定め、自動車使用者、自動車分解整備事業者その他の関係者にこれを周知させなければならない。</p>



(自動車運送事業等監査規則の一部改正)

第六条 自動車運送事業等監査規則(昭和三十年運輸省令第七十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。





改正後	<p>(監査計画)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 地方運輸局長は、前項の自動車運送事業以外の自動車運送事業、自動車特定整備事業及び優良自動車整備事業に関する監査計画を定めなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>
改正前	<p>(監査計画)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 地方運輸局長は、前項の自動車運送事業以外の自動車運送事業、自動車分解整備事業及び優良自動車整備事業に関する監査計画を定めなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>

（指定自動車整備事業規則の一部改正）

第七条 指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(指定の申請)</p> <p>第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）第九十四条の二の指定の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 認証を受けた自動車特定整備事業の種類及び認証番号並びに法第七十八条第二項の規定により対象とする自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定を受けている者にあつては、その内容</p> <p>五・六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(自動車検査員の要件)</p> <p>第四条 法第九十四条の四第一項の自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号の整備主任者（同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、二級自動車シヤシ整備士の技能検定のみ合格した者を除く。）として一年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、六月以上）の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの</p> <p>二～四 (略)</p> <p>(点検の基準)</p> <p>第六条 法第九十四条の五第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ当該各号に定めるものとする。</p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）第九十四条の二の指定の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 認証を受けた自動車分解整備事業の種類及び認証番号並びに法第七十八条第二項の規定により対象とする自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定を受けている者にあつては、その内容</p> <p>五・六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(自動車検査員の要件)</p> <p>第四条 法第九十四条の四第一項の自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第五号の整備主任者（二級自動車シヤシ整備士の技能検定のみ合格した者を除く。）として一年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、六月以上）の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの</p> <p>二～四 (略)</p> <p>(点検の基準)</p> <p>第六条 法第九十四条の五第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ当該各号に定めるものとする。</p>

一 (略)

二 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車（二輪自動車を除く。

）にあつては、次に掲げる点検

イ〜ハ (略)

三 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。

）にあつては、次に掲げる点検

イ 自動車点検基準別表第五の二に定めるすべての点検

ロ 主として砂利道等舗装されていない道路において運行する等使

用の状況が特殊であるため、イに掲げる点検のみによつては当該

自動車保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなるおそれ

がないかどうかを判断することができない場合においては、別表

第六に掲げる点検のうち、その判断のために必要な点検

ハ 無段変速装置、電気装置の断続器等特殊な構造及び装置を有す

るため、イに掲げる点検のみによつては当該自動車が保安基準に

適合するかどうか及び適合しなくなるおそれがないかどうかを判

断することができない場合においては、当該特殊な構造及び装置

に関してその判断のために必要な点検

2

四・五 (略)

(略)

一 (略)

二 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車にあつては、次に掲げる

点検

イ〜ハ (略)

(新設)

2

三・四 (略)

(略)

(総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正)

第八条 総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令(平成二十六年国土交通省令第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	改正前
<p>(指定点検整備事業の指定の申請)</p> <p>第五条 法第二十二條の二第十項の指定の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。</p> <p>一 一 三 (略)</p> <p>四 道路運送車両法第七十八條第一項の規定による認証を受けた自動車特定整備事業の種類及び認証番号並びに同法第七十八條第二項の規定により対象とする自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定を受けている者にあつては、その内容</p> <p>五 一 七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定点検整備事業に係る基準)</p> <p>第六條 法第二十二條の二第十項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第二十二條の二第十一項の点検に付随して行われる整備作業(原動機を解体して行う整備作業を除く。)が実施できること。ただし、次に掲げる作業(道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第三條に規定する電子制御装置整備に該当するものを除く。)は、他に委託してもよい。</p> <p>イ 一 一 一 (略)</p> <p>二 一 一 六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(点検の基準)</p> <p>第七條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 一 一 二 (略)</p>	<p>(指定点検整備事業の指定の申請)</p> <p>第五条 法第二十二條の二第十項の指定の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。</p> <p>一 一 三 (略)</p> <p>四 道路運送車両法第七十八條第一項の規定による認証を受けた自動車分解整備事業の種類及び認証番号並びに同法第七十八條第二項の規定により対象とする自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定を受けている者にあつては、その内容</p> <p>五 一 七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定点検整備事業に係る基準)</p> <p>第六條 法第二十二條の二第十項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第二十二條の二第十一項の点検に付随して行われる整備作業(原動機を解体して行う整備作業を除く。)が実施できること。ただし、次に掲げる作業は、他に委託してもよい。</p> <p>イ 一 一 一 (略)</p> <p>二 一 一 六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(点検の基準)</p> <p>第七條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 一 一 二 (略)</p>

三 前号の自動車点検用機械器具は、道路運送車両法施行規則第五十七條第四号の国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。

3 (略)

(自動車点検員)

第十四條 指定点検整備事業者は、事業場ごとに、次の各号のいずれかに該当する一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、自動車点検員を選任し、その者に第七條第一項第四号の点検を行わせなければならぬ。

一 道路運送車両法施行規則第六十二條の二の二第一項第七号の整備主任者(同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、二級自動車シヤシ整備士の技能検定のみ合格した者を除く。)として一年以上(一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、六月以上)の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習のうち点検に係るものを修了したもの

二 四 (略)

2 5 (略)

三 前号の自動車点検用機械器具は、道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第五十七條第四号の国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。

3 (略)

(自動車点検員)

第十四條 指定点検整備事業者は、事業場ごとに、次の各号のいずれかに該当する一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、自動車点検員を選任し、その者に第七條第一項第四号の点検を行わせなければならぬ。

一 道路運送車両法施行規則第六十二條の二の二第一項第五号の整備主任者(二級自動車シヤシ整備士の技能検定のみ合格した者を除く。)として一年以上(一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、六月以上)の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習のうち点検に係るものを修了したもの

二 四 (略)

2 5 (略)

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中自動車点検基準第二条、第四条第二項及び第五条第二項の改正規定並びに別表第五次に一表を加える改正規定並びに第七条中指定自動車整備事業規則第六条第一項の改正規定 令和二年十月一日

二 第二条中自動車点検基準別表第三、別表第五及び別表第六の改正規定、第三条中優良自動車整備事業者認定規則第五条、第六条及び第二号様式の改正規定並びに第八条中総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第六条の改正規定 令和三年十月一日

（経過措置）

第二条 施行日において現に改正法による改正前の道路運送車両法の規定による認証を受けて自動車分解整備事業を営んでいる者及び同法の規定により自動車分解整備事業の認証を申請している者に係る同法第七十八条第二項の規定により限定された対象とする自動車の種類その他業務の範囲、同条第三項の規定により附された条件及び同法第八十九条第一項の規定により掲げる標識について

は、第一条の規定による改正後の道路運送車両法施行規則（以下「新施行規則」という。）第二十条様式の規定にかかわらず、施行日以後初めて改正法による改正後の道路運送車両法第八十一条第一項の規定による届出（同項第二号に係るものを除く。）をするまでの間は、なお従前の例による。

第三条 改正法附則第二条第二項前段の国土交通省令で定める整備又は改造は、新施行規則第三条に規定する分解整備とする。

第四条 改正法附則第二条第二項の規定により自動車特定整備事業に相当する事業を営んでいる者が、施行日から起算して四年を経過する日までの間に引き続き営営することができる当該事業の範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 新施行規則第三条第八号に規定する機能の調整を行う自動車の整備若しくは改造又はこれに相当する事業を営んでいる者 当該機能の調整を行う自動車の整備又は改造
- 二 新施行規則第三条第八号イに規定するセンサーの取り外し若しくは取付位置若しくは取付角度の変更を行う自動車の整備若しくは改造又はこれに相当する事業を営んでいる者 当該センサーの取り外し又は取付位置若しくは取付角度の変更を行う自動車の整備又は改造
- 三 新施行規則第三条第八号ロに規定する電子計算機の取り外し若しくは取付位置若しくは取付角度の変更を行う自動車の整備若しくは改造又はこれに相当する事業を営んでいる者 当該電子計算機の取り外し又は取付位置若しくは取付角度の変更を行う自動車の整備又は改造

四 新施行規則第三条第八号ハに規定する自動車の車体前部の取り外し若しくは取付位置若しくは取付角度の変更を行う自動車の整備若しくは改造又はこれに相当する事業を営んでいる者 当該車体前部の取り外し又は取付位置若しくは取付角度の変更を行う自動車の整備又は改造

五 新施行規則第三条第八号ハに規定する自動車の窓ガラスの取り外し若しくは取付位置若しくは取付角度の変更を行う自動車の整備若しくは改造又はこれは改造又はこれに相当する事業を営んでいる者 当該窓ガラスの取り外し又は取付位置若しくは取付角度の変更を行う自動車の整備又は改造

第五条 施行日において現に第一条の規定による改正前の道路運送車両法施行規則（以下この項及び次条において「旧施行規則」という。）第六十二条の二の二第一項第五号に規定する整備主任者である者並びに道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第六十八号）附則第二条第四項及び道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成十年運輸省令第六十七号）附則第二項の規定により旧施行規則第六十二条の二の二第一項第五号に規定する整備主任者とみなされている者（次項において「旧整備主任者」という。）は、施行日以後引き続き当該事業場の従業員である間は、新施行規則第六十二条の二の二第一項第七号（同号イに掲げる事業場の区分に限る。）に規定する整備主任者とみなす。

2 前項の規定により整備主任者とみなされている者（旧整備主任者に限る。）に対する新施行規則第六十二条の二の二第一項第七号の適用については、同号ハ中「一級二輪自動車整備士若しくは二

級の自動車整備士の技能検定に合格した者」とあるのは、「道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第六十八号）附則第二条第四項及び道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成十年運輸省令第六十七号）附則第二項の規定により道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第五号に規定する整備主任者とみなされている者」とすることができる。

第六条 施行日において現に交付されている旧施行規則第二十二号様式による証票は、新施行規則第二十二号様式による証票とみなす。

第七条 施行日において現に販売されている自動車の型式に固有の技術上の情報（自動車製作者等が自ら製作、販売、授与又は貸与する作業機械に関するものに限る。）であつてその提供に相当の期間を要するものについては、令和二年十二月三十一日までは、第二条の規定による改正後の自動車点検基準第七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）において現に道路運送車両法（次条において「法」という。）第九十四条第一項の規定による優良自動車整備事業者の認定を受けている者及び当該認定の申請をしている者に係る優良自動車整備事業者認定規則第五条及び第六条の基準については、第三条の規定による改正後の優良自動車整備事業者認定規則（次項及び次条において「新認定規則」という。）第五条及び第六条の規定にかかわらず、第二号施行日以後初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる者に係る優良自動車整備事業者認定規則第二号様式による標識については、新認定規則第二号様式にかかわらず、なお従前の例による。

第九条 第二号施行日において現に法第九十四条の二第一項の規定による指定自動車整備事業の指定を受けている者及び当該指定の申請をしている者に係る同項において準用する優良自動車整備事業者認定規則第五条及び第六条の基準については、新認定規則第五条及び第六条の規定にかかわらず、第二号施行日以後初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例による。

第十条 第二号施行日において現に総合特別区域法第二十二条の二第十項の規定による指定点検整備事業の指定を受けている者及び当該指定を申請している者に係る総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第六条に規定する指定点検整備事業に係る基準については、第八条の規定による改正後の総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第六条の規定にかかわらず、第二号施行日以後初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例による。

○国土交通省告示第五十五号

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の施行に伴い、並びに道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第五十七条及び道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第五十七条第四号の規定に基づき、自動車の点検及び整備に関する手引等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年二月六日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

自動車の点検及び整備に関する手引等の一部を改正する告示

（自動車の点検及び整備に関する手引の一部改正）

第一条 自動車の点検及び整備に関する手引（平成十九年国土交通省告示第三百十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。



改正後

改正後										
<p>1 はじめに (略)</p> <p>(注) 1・2 (略)</p> <p>3 この「手引」の中で用いる「レンタカー」とは、道路運送法第80条第1項の規定による有償貸渡しの許可を受けた<u>家用自動車</u>（<u>二輪自動車を除く。</u>）をいい、「レンタサイクル」とは、<u>同項に規定する有償貸渡しの許可を受けた家用自動車（二輪自動車に限る。）</u>をいいます。</p> <p>4 この「手引」の中で用いる自動車の区分（「家用乗用など」「家用貨物など」、「事業用など」）の意味は次のとおりです。</p>	<p>自動車登録番号標又は車両番号標 (例)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">分類番号</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> <td style="width: 33%;">塗色など</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>家用乗用など</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>○ 二輪の小型自動車</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>○ 緑地に白文字、 枠は白色又は 白地に緑文字、 枠は緑地</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>○ 二輪の軽自動車</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>○ 緑地に白文字 又は白地に緑文字</p> </td> </tr> </table>		分類番号	(略)	塗色など	(略)	<p>○ 二輪の小型自動車</p>	<p>○ 緑地に白文字、 枠は白色又は 白地に緑文字、 枠は緑地</p>	<p>○ 二輪の軽自動車</p>	<p>○ 緑地に白文字 又は白地に緑文字</p>
分類番号	(略)	塗色など	(略)							
<p>○ 二輪の小型自動車</p>	<p>○ 緑地に白文字、 枠は白色又は 白地に緑文字、 枠は緑地</p>									
<p>○ 二輪の軽自動車</p>	<p>○ 緑地に白文字 又は白地に緑文字</p>									

改正前

改正前								
<p>1 はじめに (略)</p> <p>(注) 1・2 (略)</p> <p>3 この「手引」の中で用いる「レンタカー」とは、道路運送法第80条第1項の規定による有償貸渡しの許可を受けた<u>家用自動車</u>をいいます。</p> <p>4 この「手引」の中で用いる自動車の区分（「家用乗用など」「家用貨物など」、「事業用など」）の意味は次のとおりです。</p>	<p>自動車登録番号標又は車両番号標 (例)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">分類番号</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> <td style="width: 33%;">塗色など</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>家用乗用など</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>○ 二輪の小型自動車</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>○ 二輪の軽自動車</p> </td> </tr> </table>		分類番号	(略)	塗色など	(略)	<p>○ 二輪の小型自動車</p>	<p>○ 二輪の軽自動車</p>
分類番号	(略)	塗色など	(略)					
<p>○ 二輪の小型自動車</p>	<p>○ 二輪の軽自動車</p>							

自家用貨物など	(略)	(略)	(略)
	<input type="radio"/> 貨物の運送の用に供する検査対象軽自動車であるレンタカー	<input type="radio"/> 0～49、400～499、40A～49Z、4A0～4Z9、4AA～4ZZ	<input type="radio"/> 黄地に黒文字又は国土交通大臣が定める塗色であつて、平仮名文字が「わ」のもの
(略)	<input type="radio"/> 小型自動車であるレンタルバイク		<input type="radio"/> 白地に緑文字、枠は緑地であつて、平仮名文字が「ろ」、「わ」のもの
	<input type="radio"/> 軽自動車であるレンタルバイク		<input type="radio"/> 白地に緑文字であつて、平仮名文字が「わ」のもの
(略)			

3 定期点検の実施の方法
(略)

定期点検の実施方法
(1) 四輪自動車など

自家用貨物など	(略)	(略)	(略)
	<input type="radio"/> 貨物の運送の用に供する検査対象軽自動車であるレンタカー	<input type="radio"/> 0～49、400～499、40A～49Z、4A0～4Z9、4AA～4ZZ	<input type="radio"/> 黄地に黒文字又は国土交通大臣が定める塗色であつて、平仮名文字が「わ」のもの
(略)			
(略)			

3 定期点検の実施の方法
(略)

定期点検の実施方法
(1) 四輪自動車など

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)				点検の実施方法
		自家用乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など	
(略)	(略)					(略)
その他	シヤ各部の給油脂状態	3月	3月	3月	3月	○ シヤ各部分の給油脂の状態が十分であるかを目視などにより点検します。 ○ 給油脂部のダスト・グーツの破損並びにグリース・ニツプルの脱落及び緩みを点検します。
		6月	6月	6月	6月	

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)				点検の実施方法
		自家用乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など	
(略)	(略)					(略)
その他	シヤ各部の給油脂状態	3月	3月	3月	3月	○ シヤ各部分の給油脂の状態が十分であるかを目視などにより点検します。 ○ 給油脂部のダスト・グーツの破損並びにグリース・ニツプルの脱落及び緩みを点検します。
		6月	6月	6月	6月	

り装置 （ハンドル、フロント・フオーク）	フロント・フオーク	損傷	2年	1年	(略)
		ステアリング・システムの取付状態	2年	1年	(略)
		ステアリング・システムの軸受部のがた	1年	6月	(略)
制動装置（ブレーキ）	ブレーキ・ペダル及びブレーキレバー	遊び	1年	6月	(略)
		ブレーキの効き具合	1年	6月	(略)
		緩み、がた及び損傷	1年	6月	(略)

り装置 （ハンドル、フロント・フオーク）	フロント・フオーク	損傷	2年	(略)
		ステアリング・システムの取付状態	2年	(略)
		ステアリング・システムの軸受部のがた	1年	(略)
制動装置（ブレーキ）	ブレーキ・ペダル及びブレーキレバー	遊び	1年	(略)
		ブレーキの効き具合	1年	(略)
		緩み、がた及び損傷	1年	(略)

類	ホーム ス及び パ イプ 状態	1年	6月	(略)	ホーム ス及び パ イプ 状態			
						1年	6月	(略)
ワスタ ・シリ ンダ、 ホイ ール・シ リンダ 及びデ イスク ・キャ リパ	機能、摩 耗 及び損 傷	2年	1年	(略)	機能、摩 耗 及び損 傷			
						1年	6月	(略)
ブレー キ・ド ラム及 びブレ ーキ・ シユ ー	ブレームとラ イニングと のすき間	1年 距離	6月 距離	(略)	ブレームとラ イニングと のすき間			
						1年 距離	6月 距離	(略)
						シユ ーの摺 動部分及 びラ イニン グの 摩耗		
ブレー キ・ド ラム及 びブレ ーキ・ シユ ー	ブレームの摩 耗及び損傷	2年	1年	(略)	ブレームの摩 耗及び損傷			
						1年	6月	(略)
ブレー	ディスクと	1年	6月	(略)	ディスクと			

類	ホーム ス及び パ イプ 状態	1年	6月	(略)	ホーム ス及び パ イプ 状態			
						1年	6月	(略)
ワスタ ・シリ ンダ、 ホイ ール・シ リンダ 及びデ イスク ・キャ リパ	機能、摩 耗 及び損 傷	2年	1年	(略)	機能、摩 耗 及び損 傷			
						1年	6月	(略)
ブレー キ・ド ラム及 びブレ ーキ・ シユ ー	ブレームとラ イニングと のすき間	1年 距離	6月 距離	(略)	ブレームとラ イニングと のすき間			
						1年 距離	6月 距離	(略)
						シユ ーの摺 動部分及 びラ イニン グの 摩耗		
ブレー キ・ド ラム及 びブレ ーキ・ シユ ー	ブレームの摩 耗及び損傷	2年	1年	(略)	ブレームの摩 耗及び損傷			
						1年	6月	(略)
ブレー	ディスクと	1年	6月	(略)	ディスクと			

走行装置	ホイール	タイヤの状態	1年 距離	6月 距離	(略)
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	1年 距離	6月 距離	(略)
		フロント・ホイール・ベアリングのがた	1年 距離	6月 距離	(略)
		リヤ・ホイール・ベアリングのがた	1年 距離	6月 距離	(略)
緩	サスペ	連結部のが	2年	1年	(略)

走行装置	ホイール	タイヤの状態	1年 距離	6月 距離	(略)
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	1年 距離	6月 距離	(略)
		フロント・ホイール・ベアリングのがた	1年 距離	6月 距離	(略)
		リヤ・ホイール・ベアリングのがた	1年 距離	6月 距離	(略)
緩	サスペ	連結部のが	2年	1年	(略)

衝撃装置		動力伝達装置	
シヨ ン・ア ーム (ス イ・ア グ・ア ーム)	た及びア ームの損傷		
シヨ ツク・ア グ・ア ーム	油漏れ及び 損傷	2年	1年
			(略)
クラ ツチ	クラツチ・ レバーの遊 び	1年	6月
			(略)
	作用	2年	1年
			(略)
トラ ン ス ミ シ ヨ ン	油漏れ及び 油量	1年 距離	6月 距離
			(略)
プロ ペ ラ ・シ ヤ フ ト 及 び ド ラ イ ズ ・シ ヤ フ ト	継手部の がた	2年	1年
			(略)

衝撃装置		動力伝達装置	
シヨ ン・ア ーム (ス イ・ア グ・ア ーム)	た及びア ームの損傷		
シヨ ツク・ア グ・ア ーム	油漏れ及び 損傷	2年	1年
			(略)
クラ ツチ	クラツチ・ レバーの遊 び	1年	6月
			(略)
	作用	2年	1年
			(略)
トラ ン ス ミ シ ヨ ン	油漏れ及び 油量	1年 距離	6月 距離
			(略)
プロ ペ ラ ・シ ヤ フ ト 及 び ド ラ イ ズ ・シ ヤ フ ト	継手部の がた	2年	1年
			(略)

電気装置	点火装置 (スパーク ・プラグ) の状態	点火時期	1年	6月	(略)
		ターミナル 部の接続状 態	1年	6月	(略)
電気配 線	接続部の緩 み及び損傷	2年	1年	(略)	
		低速及び加 速の状態	1年	6月	(略)
本体	排気の状態	1年	6月	(略)	
		1年	6月	(略)	
チェーン 及びス プロケ ット	スプロケッ トの取付状 態及び摩耗	1年	6月	(略)	
ドライブ ・ベ ルト	摩耗及び損 傷	1年 距離	6月 距離	(略)	
チェーンの 緩み	1年	6月	(略)		

電気装置	点火装置 (スパーク ・プラグ) の状態	点火時期	1年	(略)
		ターミナル 部の接続状 態	1年	(略)
電気配 線	接続部の緩 み及び損傷	2年	(略)	
		低速及び加 速の状態	1年	(略)
本体	排気の状態	1年	(略)	
		1年	(略)	
チェーン 及びス プロケ ット	スプロケッ トの取付状 態及び摩耗	1年	(略)	
ドライブ ・ベ ルト	摩耗及び損 傷	1年 距離	(略)	
チェーンの 緩み	1年	(略)		

エンジン）	エア・クリ ーナ・エレ メントの状 態	1年 距離	6月 距離	(略)	潤滑装 置	油漏れ	1年	6月	(略)	
					燃料装 置	燃料漏れ	1年	6月	(略)	
エンジン）	エア・クリ ーナ・エレ メントの状 態	1年 距離	6月 距離	(略)	潤滑装 置	燃料装 置	燃料漏れ	1年	6月	(略)
						リンク機 構の状 態	リンク機 構の状 態	1年	6月	(略)
エンジン）	エア・クリ ーナ・エレ メントの状 態	1年 距離	6月 距離	(略)	潤滑装 置	燃料装 置	スロツトル	1年	6月	(略)
							・バルブ及 びチヨーク ・バルブの 作動状態	・バルブ及 びチヨーク ・バルブの 作動状態	1年	6月
エンジン）	エア・クリ ーナ・エレ メントの状 態	1年 距離	6月 距離	(略)	潤滑装 置	燃料装 置	冷却装 置	1年	6月	(略)
							ズロー バイ・ ガス選 元装置	ズロー バイ・ ガス選 元装置	2年	1年
エンジン）	エア・クリ ーナ・エレ メントの状 態	1年 距離	6月 距離	(略)	潤滑装 置	燃料装 置	燃料蒸 発ガス 排出抑	2年	1年	(略)
							配管等の損 傷	配管等の損 傷	2年	1年

エンジン）	エア・クリ ーナ・エレ メントの状 態	1年 距離	6月 距離	(略)	潤滑装 置	油漏れ	1年	6月	(略)	
					燃料装 置	燃料漏れ	1年	6月	(略)	
エンジン）	エア・クリ ーナ・エレ メントの状 態	1年 距離	6月 距離	(略)	潤滑装 置	燃料装 置	燃料漏れ	1年	6月	(略)
						リンク機 構の状 態	リンク機 構の状 態	1年	6月	(略)
エンジン）	エア・クリ ーナ・エレ メントの状 態	1年 距離	6月 距離	(略)	潤滑装 置	燃料装 置	スロツトル	1年	6月	(略)
							・バルブ及 びチヨーク ・バルブの 作動状態	・バルブ及 びチヨーク ・バルブの 作動状態	1年	6月
エンジン）	エア・クリ ーナ・エレ メントの状 態	1年 距離	6月 距離	(略)	潤滑装 置	燃料装 置	冷却装 置	1年	6月	(略)
							ズロー バイ・ ガス選 元装置	ズロー バイ・ ガス選 元装置	2年	1年
エンジン）	エア・クリ ーナ・エレ メントの状 態	1年 距離	6月 距離	(略)	潤滑装 置	燃料装 置	燃料蒸 発ガス 排出抑	2年	1年	(略)
							配管等の損 傷	配管等の損 傷	2年	1年

るガス、有害なガス等の発散防止装置	止装置	チヤコール・キヤニスタの詰まり及び損傷	2年	1年	(略)
		チエツク・バルブの機能	2年	1年	(略)
一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能	配管の損傷及び取付状態	2年	1年	(略)
		取付けの緩み及び損傷	1年	6月	(略)
エグゾースト・パイプ及びマフラ	マフラの機能	マフラの機能	2年	1年	(略)
		緩み及び損傷	1年	6月	(略)
フレーム		シヤシ各部の給油脂状態	1年	6月	(略)
その他					

るガス、有害なガス等の発散防止装置	止装置	チヤコール・キヤニスタの詰まりと損傷	2年		(略)
		チエツク・バルブの機能	2年		(略)
一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能	配管の損傷及び取付状態	2年		(略)
		取付けの緩み及び損傷	1年		(略)
エグゾースト・パイプ及びマフラ	マフラの機能	マフラの機能	2年		(略)
		緩み及び損傷	1年		(略)
フレーム		シヤシ各部の給油脂状態	1年		(略)
その他					

5 その他

○点検整備記録簿
(略)

<記載事項及び記載要領>

(1) (略)

(2) 「点検の結果」、……………①・② (略)
「整備概要」

③ 点検整備の際に特定整備を行つた場合には、チェック記号を○で囲むなどして記録しておきます。

(3) ～ (6) (略)

(作業区分)

作業区分	意味	作業例	チェック記号の例
点検	(略)	(略)	(略)
交換	点検の結果、交換した。(部品、油脂、液類の交換作業を示す。)	○ ブレーキ・ライニングの交換 ○ ホイール・ベアリングの交換 ○ カメラ、センサーその他のセンサーの交換	(略)
修理	点検の結果	○ 電気配線の	(略)

5 その他

○点検整備記録簿
(略)

<記載事項及び記載要領>

(1) (略)

(2) 「点検の結果」、……………①・② (略)
「整備概要」

③ 点検整備の際に分解を伴つた場合には、チェック記号を○で囲むなどして記録しておきます。

(3) ～ (6) (略)

(作業区分)

作業区分	意味	作業例	チェック記号の例
点検	(略)	(略)	(略)
交換	点検の結果、交換した。(部品、油脂、液類の交換作業を示す。)	○ ブレーキ・ライニングの交換 ○ ホイール・ベアリングの交換	(略)
修理	点検の結果	○ 電気配線の	(略)

	<p>果、修理した。(摩耗、損傷などのため部品を修復する作業を示す。)</p>	<p>損傷の修復</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ タイヤのパ ック修理 ○ カメラ、センサーその他の のセンサーの 修理 	
調整	<p>点検の結果、調整した。(機能維持のため、遊び、すき間、角度などを基準値に戻す作業を示す。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ブレーキ・ トラムとライ ニングとのす き間調整 ○ クラッチ・ ペダルの遊び 調整 	(略)
締付	<p>点検の結果、締め付けた。(緩</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホイール・ ナットの増し 締め 	(略)

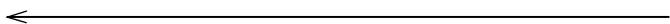
	<p>果、修理した。(摩耗、損傷などのため部品を修復する作業を示す。)</p>	<p>損傷の修復</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ タイヤのパ ック修理 	
調整	<p>点検の結果、調整した。(機能維持のため、遊び、すき間、角度などを基準値に戻す作業を示す。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ブレーキ・ トラムとライ ニングとのす き間調整 ○ クラッチ・ ペダルの遊び 調整 	(略)
締付	<p>点検の結果、締め付けた。(緩</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホイール・ ナットの増し 締め 	(略)

	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	<p>んだ箇所を増し締めする作業を示す。)</p>	<p>○ リーフ・スプレッドのUIボルトの増し締め</p> <p>○ カメラ、センサーその他の取付ボルトの増し締め</p>			(略)	<p>んだ箇所を増し締めする作業を示す。)</p>	<p>○ リーフ・スプレッドのUIボルトの増し締め</p>	

（道路運送車両法施行規則の規定に基づき国土交通大臣の定める作業機械等を定める件の一部改正）

第二条 道路運送車両法施行規則の規定に基づき国土交通大臣の定める作業機械等を定める件（昭和五十三年運輸省告示第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

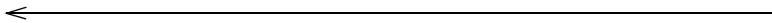


<p>一酸化炭素測定器 炭化水素測定器 整備用スキャンツール</p>	<p>改正後</p>
<p>一酸化炭素測定器 炭化水素測定器 (新設)</p>	<p>改正前</p>

（自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部改正）

第三条 自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成七年運輸省告示第三百七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	改正前
<p>第十一章 整備用スキャンツール</p> <p>(構造等)</p> <p>第六十二条 整備用スキャンツールは、車載式故障診断装置との接続部、表示部及び入力部を有するものであり、かつ、取扱いが容易なものでなければならぬ。</p> <p>(耐久性)</p> <p>第六十三条 整備用スキャンツールの各部分は、使用環境による影響を受けにくく、十分な耐久性を有するものでなければならぬ。</p> <p>(作動)</p> <p>第六十四条 整備用スキャンツールの各作動箇所は、円滑かつ確実に作動するものでなければならぬ。</p> <p>(接続部)</p> <p>第六十五条 整備用スキャンツールの接続部は、次の基準に適合するものでなければならぬ。</p> <p>一 一車種以上の自動車の車載式故障診断装置と接続できるものでなければならぬ。</p> <p>二 制動装置並びに自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサーに係る電子制御装置並びにかじ取り装置、前方のエアバッグ、側方のエアバッグ、自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発煙防止装置、車両接近通報装置及び自動運行装置に係る電子制御装置(対象とする自動車に備えるものに限る。)と通信ができるものでなければならぬ。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(機能)

第六十六条 整備用スキャンツールは、次の基準に適合するものでなければならぬ。

(新設)

一 車載式故障診断装置に記録されている故障コードの読取及び消去ができるものであること。

二 制動装置並びに自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサーに係る電子制御装置の調整に係る機能並びにかじ取り装置及び自動運行装置に係る電子制御装置（対象とする自動車に備えるものに限る。）の調整に係る機能を備えているものであること。

三 自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置を備える自動車と接続するものにあつては、対象とする自動車に応じた道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）別添四十八に規定する情報の読取機能又はこれに相当する機能を備えているものであること。

(表示部)

第六十七条 整備用スキャンツールの表示部は、表示される内容が容易に読み取れるものでなければならぬ。

(新設)

(入力部)

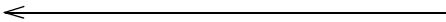
第六十八条 整備用スキャンツールの入力部は、整備に必要な情報を入力できるものでなければならぬ。

(新設)

（車載式故障診断装置を活用した点検整備に係る情報の取扱指針の一部改正）

第四条 車載式故障診断装置を活用した点検整備に係る情報の取扱指針（平成二十三年国土交通省告示第百九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後

(定義)

第二条 この指針における用語の定義は、法第二条に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。

一～四 (略)

(削除)

五 (略)

(削除)

六～九 (略)

(削除)

改正前

(定義)

第二条 この指針における用語の定義は、法第二条に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。

一～四 (略)

五 「専用外部故障診断装置」とは、外部故障診断装置のうち、自動車の製作を業とする者が、自ら製作した自動車において使用するために製作したものをいう。

六 (略)

七 「整備要領書等」とは、自動車製作者等が、その製作する自動車について、構造、装置、点検整備方式、配線図等点検及び整備に必要となる技術上の情報を示した書面（排気に係る装置に関するものに限り、電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）をいう。

八～十一 (略)

(点検整備情報等の提供)

第四条 自動車製作者等は、自動車を販売の用に供するとき、当該自動車の販売の開始の日から六月以内に、整備要領書等のほか、排気に係る装置の点検及び整備をするに当たって必要となる技術上の情報であつて次に掲げるもの（以下「点検整備情報等」という。）を自動車の整備等を行う者に提供するものとする。この場合において、インターネットを通じて整備要領書等及び点検整備情報等を提供するときは、当該整備要領書等及び点検整備情報等を自動車の整備等を行う者が容易に入手することができるよう適切な措置を講じなければならない。

一 全ての故障コードに関する情報

-
- 二 第三条第一号に掲げる自動車にあつてはJ—O B D Iの構造及び作動条件に関する情報
 - 三 第三条第二号に掲げる自動車にあつてはJ—O B D IIの構造及び作動条件に関する情報
 - 四 リプログラミングの実施に関する情報
 - 五 制御装置の調整に関する情報
 - 六 自動車の装置を強制的に作動させるための情報
 - 七 その他排気に係る装置の点検及び整備に必要な情報
 - 2 自動車製作者等は、前項の規定にかかわらず、イモビライザ（原動機その他運行に必要な装置の機能を電子的な方法により停止させる装置をいう。以下同じ。）に係る情報を提供してはならない。ただし、自動車製作者等が、イモビライザに係る情報の提供を受ける自動車の整備等を行う者その他の関係者の協力を得つつ、当該情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じたときは、この限りでない。
 - 3 自動車製作者等は、第一項の規定にかかわらず、前条第一号に掲げる自動車に係る次に掲げる情報は、提供をしなくてもよいものとする。
 - 一 第一項第四号に掲げる情報
 - 二 第一項第五号及び第六号に掲げる情報のうち、自動車の装置の機能を損なう等のおそれがあるものとして特別の注意を必要とするものの
 - 4 自動車製作者等は、第一項に基づき提供した整備要領書等及び点検整備情報等（インターネットを通じて提供したものを含む。）の内容に変更があったときは、その内容を適切に提供するものとする。
 - 5 自動車製作者等は、整備要領書等及び点検整備情報等の提供に当たつて、特定の者に対し、不当な差別的取扱いはしてはならない。
 - 6 自動車製作者等は、整備要領書等及び点検整備情報等を有償で提供するときは、当該整備要領書等及び点検整備情報等を適正な価格で提供するものとする。
-

(外部故障診断装置開発情報の提供)

第四條 自動車製作者等は、自動車を販売の用に供するときは、外部故障診断装置を開発又は改良するに当たって必要な技術上の情報のうち、排気に係る装置に関する次に掲げるもの(以下「外部故障診断装置開発情報」という。)を外部故障診断装置の開発又は改良を行おうとする者に提供するものとする。

一 五(略)

2 (略)

3 自動車製作者等は、第一項に基づき提供した情報(インターネットを通じて提供したものを含む。)の内容に変更があったときは、その内容を適切に提供するものとする。

4 自動車製作者等は、外部故障診断装置開発情報の提供に当たって、特定の者に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

5 自動車製作者等は、外部故障診断装置開発情報を有償で提供するとき、適正な価格で提供するものとする。

(削除)

(外部故障診断装置開発情報の提供)

第五條 自動車製作者等は、自動車を販売の用に供するとき、外部故障診断装置を開発又は改良するに当たって必要な技術上の情報のうち、排気に係る装置に関する次に掲げるもの(以下「外部故障診断装置開発情報」という。)を外部故障診断装置の開発又は改良を行おうとする者に提供するものとする。

一 五(略)

2 (略)

3 前条第四項から第六項までの規定は、外部故障診断装置開発情報の提供について準用する。

(新設)

(新設)

(専用外部故障診断装置の提供)

第六條 自動車製作者等は、第三条第二号に掲げる自動車に係る次に掲げる機能(排気に係る装置に関するものに限る。)を有する専用外部故障診断装置を自動車の整備等を行う者に提供してもよいものとする。

一 リプログラミングの実施を可能とする機能

二 制御装置の調整を可能とする機能及び自動車の装置を強制的に作動させるための機能のうち、自動車の装置の機能を損なう等のおそれがあるものとして特別の注意を必要とするもの

2 自動車製作者等は、専用外部故障診断装置を提供するに当たっては、提供しようとする自動車の整備等を行う者について自動車の整備に関する技術的能力等を審査することができるとする。

3 自動車製作者等は、第一項に掲げる専用外部故障診断装置を提供する場合にあっては、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる情報

(国土交通大臣の確認等)

第五条 自動車製作者等は、国土交通大臣に対し、その製作する自動車の型式ごとに、当該自動車製作者等が行う外部故障診断装置開発情報の提供の状況について、この指針に適合しているかどうかの確認を求めることができる。

(削除)

(削除)

(削除)

2 前項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 外部故障診断装置開発情報の提供の開始の日

四 外部故障診断装置開発情報の提供の状況を示す書面

3 第一項の確認は、当該自動車製作者等が行う外部故障診断装置開発情報の提供の状況が前条の規定に適合しているかどうか判定することによって行う。

4 (略)

5 第一項の確認を受けた者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 (略)

は、提供をしなくてもよいものとする。

一 前条第一項第二号に掲げる情報

二 前条第一項第三号及び第四号に掲げる情報のうち、自動車の装置の機能を損なう等のおそれがあるものとして特別の注意を必要とするもの

4 第四条第四項から第六項までの規定は、専用外部故障診断装置の提供について準用する。

(国土交通大臣の確認等)

第七条 自動車製作者等は、国土交通大臣に対し、その製作する自動車の型式ごとに、当該自動車製作者等が行う次に掲げる行為(以下「整備要領書等及び点検整備情報等の提供等」という。)の状況について、それぞれこの指針に適合しているかどうかの確認を求めることができる。

一 整備要領書等及び点検整備情報等の提供

二 外部故障診断装置開発情報の提供

三 第六条第一項に掲げる専用外部故障診断装置の提供

2 前項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 整備要領書等及び点検整備情報等の提供等の開始の日

四 整備要領書等及び点検整備情報等の提供等の状況を示す書面

3 第一項の確認は、当該自動車製作者等が行う整備要領書等及び点検整備情報等の提供等の状況が第四条から第六条までの規定に適合しているかどうか判定することによって行う。

4 (略)

5 第一項の確認を受けた者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 (略)

<p>二 外部故障診断装置開発情報の提供の状況に変更があったとき。</p> <p>三 外部故障診断装置開発情報の提供をやめたとき。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 国土交通大臣は、次に掲げる場合は、第一項の確認を取り消すことができる。</p> <p>一 外部故障診断装置開発情報の提供の状況が前条の規定に適合しなくなったと認めるとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>8・9 (略)</p>	<p>二 整備要領書等及び点検整備情報等の提供等の状況に変更があったとき。</p> <p>三 整備要領書等及び点検整備情報等の提供等をやめたとき。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 国土交通大臣は、次に掲げる場合は、第一項の確認を取り消すことができる。</p> <p>一 整備要領書等及び点検整備情報等の提供等の状況が第四条から第六条までの規定に適合しなくなったと認めるとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>8・9 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

この告示は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中自動車の点検及び整備に関する手引3(2)の規定 令和二年十月一日
- 二 第一条中自動車の点検及び整備に関する手引3(1)の規定 令和三年十月一日

○国土交通省告示第二百三号

自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）第七条第三項の規定に基づき、自動車点検基準第七条第三項ただし書の国土交通大臣が定める技術上の情報を定める告示を次のように定める。

令和二年二月二十八日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

自動車点検基準第七条第三項ただし書の国土交通大臣が定める技術上の情報を定める告示
自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）第七条第三項ただし書の国土交通大臣が定める技術上の情報は、次に掲げるものとする。

- 一 施錠装置及び盗難発生警報装置の構造及び性能に係る情報
- 二 電気通信回線を通じて自動車の電子計算機に指令を与えるための情報であつて、当該自動車の改造に不正に使用されるおそれのあるもの
- 三 プログラム等の設計及び自動車を販売するときに行うプログラム等の改変に係る情報

附 則

この告示は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

○ これまでの取組

自動車技術の高度化に対応した点検整備の実施のため、①整備情報の提供環境の整備、②汎用スキャンツールの開発・機能拡大の促進、③自動車整備士に対する研修制度の創設・拡充について検討。

特に、昨年度は道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号)において導入された特定整備、点検整備に必要な技術情報の提供制度について、その詳細を議論し、中間とりまとめ(同年11月)を策定。

○ 今年度の取組

これまで同様、点検整備の実施のための上記3要素について検討。

また、中間とりまとめの「4. 継続的な検討課題」に挙げられている整備士資格等の見直し、点検整備の実施促進等について検討を進めるほか、「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会に係るフォローアップ会議」の議論を踏まえ、OBD検査に必要な法定スキャンツールを備える指定整備制度についても検討を行う。

